

令和5年第3回島田市教育委員会定例会会議録

日 時	令和5年3月29日(水)午後2時03分～午後5時15分
会 場	プラザおおるり 第1多目的室
出席者	山中史章教育長、柳川真佐明委員、高杉陽子委員、 原喜恵子委員、磯貝隆啓委員
欠席者	
傍聴人	0人
説明のための出席者	中野教育部長、鈴木教育総務課長、高木教育総務課参事 村田学校教育課長、天野学校給食課長、清水社会教育課長 天野スポーツ振興課長、岩本図書館課長、佐藤文化振興課長 又平博物館課長
会期及び会議時間	令和5年3月29日(水)午後2時03分～午後5時15分
会議録署名人	磯貝委員、高杉委員
教育部長報告	
事務事業報告	教育総務課長、学校教育課長、学校給食課長、社会教育課長、 スポーツ振興課長、図書館課長
連携報告	文化振興課長、博物館課長
付議事項	(1)令和5年度島田市教育の施策の大要について (2)島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則の制定について (3)島田市特認校制度要綱の制定について (4)島田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について (5)令和5年度島田市学校給食費の額について (6)島田市公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (7)六合公民館運営審議会委員の委嘱について (8)初倉公民館運営審議会委員の委嘱について (9)金谷公民館運営審議会委員の委嘱について (10)第2次島田市スポーツ振興推進計画の策定について (11)島田市スポーツ推進委員の委嘱について (12)島田市立図書館協議会委員の委嘱について
協議事項	(1)しまだの教育(リーフレット)について
協議事項の集約	(1)事務局から提案するもの

報告事項

- (2)各委員が提案するもの
- (1)島田市立小学校跡地利活用事業提案審査の結果について
 - (2)令和5年2月分の生徒指導について
 - (3)島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - (4)公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について
 - (5)金谷公民館の指定管理制度移行に伴う電話番号等の変更について
 - (6)島田市スポーツ推進委員の辞職について

会議日程について

- ・次回 令和5年第4回島田市教育委員会定例会
令和5年4月26日(水)午後2時00分～
プラザおおるり 第1多目的室
- ・次々回 令和5年第5回島田市教育委員会定例会
令和5年5月24日(水)午後2時30分～
伊久身農村環境改善センター

開 会 午後2時03分

教育長

それでは時間になりましたので、令和5年度第3回教育委員会定例会議を始めさせていただきます。

会議進行上のお願いをまずいたします。

1つ目、発言は全員着席にて行ってください。

2つ目、発言する場合は、指名された方以外は委員名、職名を告げ、発言許可を取ってから発言してください。

3つ目、付議事項、議案につきましては、1件ごと採決いたします。

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします、よろしくお願いたします。

各委員

お願いたします。

教育長

会期は、本日3月29日の1日とします。

会議録署名人は、高杉委員と磯貝委員をお願いいたします。

議 事

部長報告

教育長

それでは、教育部長から報告がありましたらお願いたします。

教育部長、どうぞ。

教育部長

私から2月議会の概要につきまして、説明をさせていただきます。資料の1ページからになりますが、2月議会の定例会につきましては3月7、8、9日に一般質問、それから13日に議案審議が行われました。3月27日に、本会議の最終日が行われました。

まず一般質問であります、教育委員会に係るものといたしまして

は、主に9人の議員から御質問をいただきました。この概要につきまして、お手元の資料1ページから16ページに記載のとおりであります。今までどおり、私からの報告は議員からの再質問に対しての答弁する形で報告をさせていただきます。少しお時間がかかりますが、よろしくお願いたします。

まず1ページです。井上議員からの1の(3)の再質問として、島田市が目指す小中一貫教育はどのようなものかという再質問がございました。

当市の一貫教育については、同じ中学校区の小中学校がそれぞれの学校目標を共有し、児童生徒に9年間の成長を見据えながら、発達の段階や個に応じた教育を行うことを目標に推進しているとお答えをいたしました。

続いて教育環境の適正化を図るための検討委員会の詳細について、質問がございました。委員構成については、学識経験者、旧市内の地域代表者、PTA代表者、学校長などをお願いをする予定であるとお答えしました。

また、対象学区についてですが、旧市内の小中学校全てということでのよいのかとの質問がございました。こちらは第一小から第二小、第三小、第四小、第五小、第一中、それから第二中が関係するとお答えをいたしております。

次に学区再編の議論には、都市政策側の意見も取入れ、将来の当市の状況を想定した議論が必要だと考えるが、当局側の考えはどうかといった質問もございました。

これに対しましては、将来の市の状況も想定した上で議論をしていく必要があると考えているとお答えをいたしました。

次に、1ページから2ページ、横田川議員からの再質問になります。まず1の(1)の②、ネットパトロールの関係ですが、小学生のネットパトロールはどの程度までやるのかといった御質問がありました。

これにつきましては、事業者と協議をし、1回の調査はおおよそ1カ月をかけて行い、現段階では中学生のみを実施する月は、おおむね10時間程度、小中学生を実施する月は、おおむね25時間程度を目安にして考えています。提供した情報にヒットする書き込み等があれば、検索を重ねて情報を収集して、個人を特定し、実施等を行います。

報告内容を踏まえて、その後の対応については学校の先生方に判断を委ねることとし、事件性、人命にかかわる内容など緊急案件が確認された場合には、直ちに報告を受け、市から必要に応じて警察等へ情報を提供するとお答えをいたしました。

続いて、1の(5)の④になります。この再質問として、昨年の市政方針の中で、東京オリンピック、パラリンピックの盛り上がりというものに触れ、一過性のものとしないうちに、特に市政方針の中でうたって

ますが、この1年、こういった取組をしてきたかといった御質問がありました。またこの競技スポーツへの取組というのはこういったものかということの質問がありました。

本市では東京オリンピック、パラリンピックの事前合宿を行ったモンゴルとのスポーツ交流に取組んでおります。既に交流のあるナラン外国語学校にトランポリンと実演のDVDを編集して贈呈しております。今後これらを使った交流を進めていく予定です。またシンガポール卓球チームの来年の合宿の受入れについても、現在調整をしています。

加えて令和元年以来、コロナにより開催できなかったパラスポーツパークを、本年度は開催することができ、パラスポーツの普及にも取り組んでいるとお答えしました。

続いて、1の(5)の②の再質問として、「市民ひとり1スポーツ」の推進は、素晴らしいことだと思うが、施設は足りているか。またそういった環境の整備というのは、どのように考えているかといった質問もございました。

高齢者のスポーツの普及目的は、健康維持、体力維持、認知機能の維持等の要素が強いと思われ、体育館以外の公民館や、公会堂の集会場など使った簡易な運動が考えられております。まずは自治会、町内会の御協力もいただく中で、既存の施設をうまく活用して、取組を考えていければとお答えをいたしました。

次に2ページから3ページがありますが、藤本議員からは特に再質問はございませんでした。

続いて、3ページから5ページ。山本議員からの再質問でございますが、まず1の(1)の②の再質問として、連絡協議会を設置するという考えなのか、この協議会が取りまとめをする組織となるのか。また外部指導者に頼んでいるが、その方々をお願いして問題が解決されるのかといった質問がございました。

まず地域部活動連絡協議会といったものが、全体の方向性を決める会ということで御理解をいただきたい。まずは競技団体の方々との情報交換等を行っており、今後の進捗に合わせて、スポーツ協会の位置づけというものは大きいものだと考えているとお答えしました。

また外部指導者については、今、各部活動で実際指導に従事していただいております。今後地域部活に移行した際に、地域の指導者になっていただけるということは考えられるのではないかとお答えをいたしました。

次に1の(1)の③の再質問として、今年の2月8日に参議院常任委員会特別室というところから、来年度の予算というポイントが示された。令和5年度の内訳は、関係者の連絡、それから準備にかかる費用というものが一応出る。その準備を着々とやってほしい。このあたりのこ

とについて、何から進めるのかといった質問がございました。

予算については、全く市の方で把握していなかったということではなくて、補助金等について国から教育委員会のほうには、具体的な内容については知らされてなかったと聞いています。ただ、その中で、中学校における部活動の指導員の配置支援というところで、いずれ部活動が地域移行化した際に、その地域の指導者になっていただけるという意味では、こちらの分については補助金を当てさせていただいているとお答えをいたしました。

続いて(1)の④の再質問ですが、吹奏楽以外のその他の文化部はどのようなものを想定して準備をされているかといった質問です。

合唱、美術、パソコン等を今のところ想定していますが、子供が興味あるものについては、できるだけ応じていければということで考えているということでお答えをしました。

次に1の(1)の⑤の再質問として、スポーツ協会と話をしている中で、今の段階で原案や不安といったものは何もないのか。どこから話を進めているのかといった質問がございました。

今後、地域部活の中心というか、そういった位置付けでスポーツ協会の方に入ってもらえるかという話しかけはしているということ聞いております。具体的に、今決定しているかどうかということについては、まだお話は控えさせていただきたいということでお答えをしております。

1の(1)の⑥の再質問として、指導員は教員が中心になってやるのが一番スムーズだと考えていると。具体的に島田市にあった部活動のガイドライン等を早急に決める必要がある。早急にこのあたりのルール作りをやっていただきたいがどうかといった質問もございました。

指導する教職員等につきましては、現行法に則って、まずは指導を希望する職員が指導できるようにということを考えていきたい。最終的に地域の団体や人材が主体となって運営し、指導する地域クラブを目指し、地域の団体や人材の活用していきたいと考えているとお答えしました。

ガイドラインにつきましては、地域部活動連絡協議会を中心に、今後その全体に関わることについて話をしていくことで、そういうことを考えており、その中でガイドラインとかルール作り等も作成していくという流れになるとお答えをしました。

最後に議員から、早急にとにかくどうするのかという指針を出してほしいと、いつ頃までにやってくれるかとの質問もございましたが、現在スポーツ協会、文化協会の皆さん、団体の人たちと具体的な話をしております。そここのところ皆さんの動向とか思いを酌んでいかなければならないと考えている。できるだけ早い時期に、方向性を出していこうと思いますが、いつまでというところが今のところ正式に言えない

と、お答えをしております。

次に5ページになります。提坂議員からの再質問でございますが、まず市長への質問として、コオロギを食べたいでしょうかといった質問がございました。市長からは幼いころからイナゴの佃煮を食べたり、大津に行けば蜂御飯、蜂の子のお料理もいただいていたと、アジアにも長く住んでいたの、特段抵抗は持っていないと言ったお答えをしております。

提坂議員からは、旧約聖書の話が出てきまして、その中で、イナゴはオーケーなのだけれども、コオロギはだめですよと書いてある。また、ヨーロッパの方などでは、昆虫食については、かなり危険だよということが記されているというに触れ、議員は食べたくない、子供には絶対たべさせたくない。これらも安全・安心な給食の提供をお願いしたいと思っているといった話がございました。

そのほか、昆虫食は、SDGsが少し絡んでいるのではないかとということで、幾つか質問がございましたが、こちらは市長戦略部の部長からお答えをいただいているところです。

続きまして、5ページから8ページになりますが、四ツ谷議員からの再質問でございます。

まず、1の(1)の再質問として、小中学校入学時の学校教材費について、学校によって多少の差があるものの少し低めに、この金額が算出されているように思うと。また、そのほかに学年費、生徒会費、野外活動に係る費用が入っているかどうかといった質問がございました。

学校では1年間の徴収総額を決めて、それを数回に分けて徴収をしています。その引き落としの回数は、各学校ごとに異なっていることから、答弁した総額を単純に12カ月で割った金額より、状況によっては多くなっているということも考えられます。

また、修学旅行費とか野外活動費については、全ての学年で徴収するのではなく、一部の学年からの徴収となっている場合もあり、学年によって徴収金額に差が出るということがあるということは御理解をいただきたいとお答えをしました。

最初にお答えをした、小学校6年間、中学校3年間での総額の中には、その学年費は含まれており、自然教室等の野外活動費についても、この中に含まれているとお答えをいたしました。

次に、1の(2)の再質問として、答弁で挙げていただいたもの以外に、まだ保護者が負担しているものはたくさんあると、そこで議員が聞いた品物、価格について、かなりたくさんある量があったのですが、水着とか縄跳び道具とか、鍵盤ハーモニカ、絵の具セット等、多数なものを読み上げていただいたのですが、その読み上げた上で、子供のためという名の下に、保護者がかなりの教育費を負担しているのが現実で、このような実態を把握しているかと質問がございました。

これにつきましては、保護者の皆様に学習に必要な様々なものを御用意いただいているということは認識をしています。保護者の皆様に用意していただくものにつきましては、どのようなものを使ってもよいと一応させていただいている、できるだけ商品の指定をしないことによって、他校の方から譲り受けたり、より安い店舗で購入したりすることができるようにしています。

また、学校で共有することができるもの、かばんとか辞書など、そういうものを用意している場合もあるとお答えをしております。

次に1の(3)の再質問として、給食無償化を実施している地方自治体と、島田市の考えの違いは何かとの質問がありました。

地方自治体の中には厳しい財政状況の中にあっても、学校給食費の無償化が、ほかに代えがたい必要なサービスだと判断して、公的な給付として学校給食費を賄うことを選択したといった自治体もあります。島田市が今優先すべき施策は、子供たちが日々学ぶ学校施設の老朽化対策や、学校支援員、スクールソーシャルワーカーの増員、それから不登校の対策とか教職員の負担軽減、デジタル化の推進など、教育環境の整備、充実をまず優先すべきだと考えているとお答えをいたしました。

続いて憲法と学校給食が定める食材費は、保護者の負担とする内容は矛盾するのではないかという考えについて、市の考えはどうかといった質問がありました。

義務教育の無償化は、教育基本法により授業料を徴収しないとなっており、義務教育諸学校の教科書、図書の無償措置に関する法律により、教科書の無償という形になっていますが、学校給食費については、学校給食法に基づき保護者負担となっているため、本市は給食費をいただいているとお答えをいたしました。

続いて無償化を実施している自治体は、学校給食法に違反していると考えられるのかといった質問がございましたが、これにつきましては違反するとは思っていないとお答えをしております。

次に1の(4)と(5)の再質問ですが、給食の無償化を図ることによって、児童生徒間、保護者間に生まれているちょっとした妬みとか、差別意識とか対立意識などの不安材料を、解消、払拭できるのではないかと考えるが、市の考えを伺いたいとの質問がございました。

これにつきましては、給食費を無償化することだけで、差別意識とか対立意識といったものは解消するとは考えられないのではないかと、お答えをいたしました。

続いて、2の(1)の再質問として、食中毒については過去に遡ってゼロということではよろしいかとの質問に対し、平成30年度から、現在までの5年間で、食中毒事故はゼロ件とお答えをいたしました。

次に労働災害についての詳細と、離職者の動向について、過去3年間で職場を離れた方は何人か、会計年度途中で会計年度職員の退職者数、

または継続して勤務している方は何人いるかといった質問がございました。

過去3年間で退職した正規職員は、定年退職を含めて5人、年度途中で退職した会計年度職員は10人、平成2年度から継続して勤務している正職員は12人、会計年度職員は19人とお答えをしました。

労災の詳細についてですが、主な負傷の状況は、熱傷、それから指の切創、それから転倒時の手首の骨折とか、腰部の肉離れ等で労災を受けているということで聞いているとお答えをいたしました。

それから、給食センターにおいてヒヤリハットの仕組みがあるかといった質問がございました。

これについては、作業班の各班長が、作業長にヒヤリハット等の報告をし、班長会や朝礼等で周知をし、情報共有を図っているとお答えをしました。

次に、民間委託によって民間の力に期待しているその根拠は何かと、また調理作業の効率化とは、具体的にどのような内容かとの質問がございました。

民間であれば、広告媒体を利用しながら広域的に、また迅速的に人を募集することができます。また、勤務時間や勤務日等も弾力的に設定できるということから、より多くの人材を集めることができると考えられます。学校給食の専門業者ですので、経験と実績に裏付けされたノウハウにより、調理内容によっては作業に当たる人数を調整するなど、調理作業の効率化が見込まれると思われるとお答えをしました。

続いて、人員管理体制の強化とは、具体的にはどのような内容かとの質問に対し、民間の場合ですと、勤務時間や勤務日等が弾力的に設定されるということで、多くの人材が集めるということが可能ということで、そういった意味で人員の管理体制が強化できるとお答えをしました。

次に2の(5)の再質問として、説明会をどのような形で行うか、何回ぐらい行う予定なのかという質問がございました。

令和5年度になりましたら、直営センターの変更について、全保護者あてに通知等を出させていただきます。また、受託業者が決定した時点で、その旨を通知するというのも考えています。回数等については状況に応じて考えていきたいとお答えしました。

これに続いて、議員から保護者の意見を聞くという機会はないかとの質問がございましたが、まず通知を出したうえで、説明会についてもできるだけ丁寧な扱いができれば対応していきたいと思うということでお答えをしました。

最後に2の(6)の再質問として、業者はどのような形として募集するのかといった質問がございました。選定方法につきましては、現在検討している状況で、安全安心な給食の提供という意味では、そのあたりを十分に審査して、安全な給食の提供を任せられる業者を選定してい

くことを考えているとお答えしました。

また、随意契約になる可能性はあるのかという質問がございましたが、これにつきましては、実際募集して見なければ分かりませんということで、お答えをしております。

次に9ページから、10ページになりますが、大村議員からの再質問でございます。こちらのほうは2の(2)の再質問として、生徒が他の生徒と行動をとらない状況となった場合、先生はどのような対応を取るかとの質問がございました。

これにつきましては、本人が冷静になるのを待ち、例えば別室に連れていき、どうしてそういう状況になったのかということをしかりと話を聞くというところから始まり、別室に行きたがらない場合は、その場でクールダウンするまで待つなどの対応を取りながら、一人一人に対応していくということでお答えをしております。

続いて、学校において、支援員は発達障害等の理由で移動支援が必要な場合は何らかの支援をすることが可能なのかといった質問がございました。

教育支援につきましては、特殊性を持った子供に、特別な指導ができる形での配置をしているとお答えをしております。

続いて学校教育支援員とは別に、特別支援学級等のクラスの子供さんの学校生活でのちょっとした支援等してくれるボランティア的な世話人を設けることができないかといった質問がございました。

支援員の方の守秘義務ということで、学校であった内容について一切公開はしてはならないといったことの中で動いていただいています。誰でもいいから、例えばボランティアの方をお願いできるという状況ではないということは、御承知おきくださいということでお答えをしております。

次に、教育機会確保法において、不登校児童への支援が、以前の学校復帰を目指すということから、現在は社会的自立に変わってきていると。教育関係者の方にはその周知はされているのか、また島田市の対応の状況について、確認したいとの質問がございました。

島田市では教育の機会を確保するための法律成立以前から、学校以外の場で過ごすことを望む児童生徒が、社会的に自立できるように教育センター内に適応指導教室、チャレンジ教室を設けています。チャレンジ教室以外にも、適応指導教室、もみの木学級とも連携をしています。

また、児童生徒の社会的自立を目指し、チャレンジ教室やもみの木学級をはじめ、児童生徒が関わる様々な法的関係機関と連絡を取り合っているとお答えをしております。

続いて、現場の学校自体の取組が、学校復帰を前提とした支援になっていないか。どのような状況かといった質問に対し、チャレンジ教室や

もみの木学級といったところを子供たちが行ける場として、そこに行く出席したという形でカウントされるようになっております。そのようなことを考えながら最終的には学校復帰、社会復帰できるようにというところも目標に考えているとお答えをしております。

続いて、過去において教育委員会の委員から、不登校に関して協議する等の提案はあったかといった質問がございました。

教育委員さんたちにはいろいろなテーマで研究研修会を行っております。本年度、不登校をテーマにして研修を行い、実際どのくらいいるのか、どのような状況で不登校に陥っているのかなどについて話し合っています。定例の教育委員会の中で、現在どういう子供たちがどういう状況で不登校に陥っているのかということなども報告され、協議は常に行っているということでお答えをしております。

続いて、島田市の不登校児童の出席扱いという取組の状況についての質問がありました。島田市では法的指導適応教室として認めている教育センターチャレンジ教室ともみの木学級に通った場合は、学校の指導要録上、出席扱いとすることができるとお答えをいたしております。

次に、不登校の相談ができる環境を当局がいくら整えても、今の状態だと当事者には浸透していないような気がするが、当局の見解はどうかということがございました。

学校を通じて教育センターの教育相談、それからチャレンジ教室等について、児童生徒と保護者には周知をしております。また、教育センターでは不登校児童の保護者による情報交換の場として、わかあゆの会を定期的を開催しているとお答えをいたしました。

これにいたしましては、市長から適応支援教室など用意はしておりますが、それでも学校にいけないお子さんたちもいらっしゃるし、どんなところでその子の未来が開けるか分からない。そのお子さんが一番苦しんでいるというわけで、市民のそういった活動をしておられる方の応援もいただきながら、官民一体となってそのお子さんに寄り添う支援ができるように、これからも努めていきたいと市長のほうからお答えをしております。

次に、現役の先生にその教育センターやもみの木学級の活動の周知はきちんとされているのかといった質問がございました。

生徒指導主任が集まる機会や、いろんな場に置いて説明も行っておりますし、チャレンジ教室やもみの木からの報告を学校に上げております。本市の教員でしたら知っているだろうと認識しているとお答えをしております。

最後にNHKの番組、ドキュメント72時間で川崎市が取り組んでいる公的運営の子ども夢パークについて、そういったものを放映されていたと。子供たちにとって貴重な自由な時間が存在し、様々な状況の

子供たちが自分や他人の主張を尊重して、共に居場所として確保できている場所だと感じた。市としてその同様の事をやるとした場合は、当局の中の縦のつながりや横のつながり等の連携を取ることは可能なのかといった質問がございました。

これに対しましては、教育長の方から、子供にとっては素敵な場所だと思いますし、不登校児のための公設民営の場所もきちんと確保され、子供たちに自主性や責任感というものを育むためにとてもいいと思います。教育長が現場にいた頃に、子供たち1年生から6年生までの縦割り活動というものがあり、その中の行事としてこんな活動をしたいということで認められれば何でもやっていいよというような、そういった活動をやったことがあります。子供たちの様子を見ますと、目も輝いて、そして縦割りの中でお兄さんお姉さんがやっていることを自分たちも大きくなったら、ああいうふうにやりたいとか、そういう思いを持ったりということがあります。実際学校でもそういう活動を育んでいけば、できないことはないと思っているというお答えをしております。

続きまして、10ページから11ページになりますが、青山議員からの再質問です。学校給食無料化の話が出ている中で、無料化の前段として食膳へのこだわり、オーガニックビレッジを宣言した藤枝では、給食を有機にするというふうに言っていると。給食のお米だけでもオーガニックにしてみたらどうかといった質問がございました。

これにつきましては、市内における有機米の生産量や販路というものを把握しているところで、現状では給食で提供できるまでその販売量などが至っていないと判断しているとお答えをいたしました。

次に、11ページから13ページになりますが、平松議員からの2の(1)の再質問として、川根中と市内で小学校の外部通信高速化はいつ整備されるかとの質問がございました。

令和5年度の当初予算にこの整備を計上しており、議会で議決をいただければ来年度できるだけ早期に整備していきたいとお答えをしております。

次に、2の(2)の再質問として、電子黒板は生徒の持つタブレット端末と連携しているのか、また昨年末ランサムウェア等によるサイバー攻撃が活発化しているとの注意喚起が文科省、警察庁から出されているが、当市の対応や対策はどうかとの質問がございました。

まず、電子黒板機能付きのプロジェクターについては、基本的に教員用の端末と連携して使用しております。サイバー攻撃への対応としては、市が導入した端末クロームブックでは、グーグルワークスペースフォアエデュケーションというクラウド上の教育環境を活用しており、これは数週間ごとに更新プログラムが適用され、セキュリティの強化もかなり図られていると聞いているとお答えをしております。

次に2の(3)の再質問として、タブレット端末の故障、破損はどの

ような対処を、対策を講じていくか、家庭における注意喚起、対策はあるかとの質問がございました。

具体的な補償の事例を示しながら、その都度小中学校に端末の取り扱いについては、周知啓発を行っているとお答えをしております。

2の(4)の再質問としては、デジタルシティズンシップ教育を推進するためには、子供たちが日常的にタブレット端末を使う日常のデジタル化が必要だと思う。手書き連絡帳や、紙媒体のお便り、資料配布をデジタル連絡帳にするなど、既に実施済みかどうかといった質問がございました。

多くの学校が、学校からのお便りや連絡をデジタル化しており、児童生徒が記入する予定帳においても、子供の実態や成長段階を考え、デジタル化を進めているとお答えをしております。

2の(5)の再質問として、教職員に対する研修は、どのように行われているかとの質問がありました。

これに対し、昨年6月、11月と各校のICT担当者を対象とした研修を行いました。6月はデジタル教科書の操作や活用方法、学習アプリの新規機能の操作方法について、実際に端末を使いながら研修を行いました。11月はICT器具を有効に活用している学校による実践紹介や、各校の取組状況の共有を行ったとお答えをいたしました。

次に2の(6)の再質問として、市政方針の中で、デジタルシティズンシップを身に付けた児童生徒を育てると述べているが、具体的にはどのような児童生徒像であるかとの質問に対し、自分の目的に応じて適切に情報やICTを活用して課題解決することができ、他者への影響に配慮し、情報の真偽を確かめたり、プライバシーや著作権に配慮するなど、責任ある行動がとることができる児童生徒であると考えているとお答えをしました。

2の(7)の質問ですが、議員から様々な取組をしてくださっているとの答弁に大変期待するということでした。

デジタルの前提社会を生きる子供たちは、柔軟に新たな社会の担い手になってくれると思う。島田の歴史文化を発信してくれる教育を期待するということでした。

最後に2の(8)の再質問として、GIGAスクール構想が教育の大転換期を迎えている構想だと私は感じていると、その舵取りを担う教育長の思いと展望を再度お伺いしたいということで、教育長からは、外国での経験を踏まえ、これから生きていく子供たちはスマホやパソコンを使いこなせなくてはならない時代がもう来ているのだと思っております。自由自在に使いこなせるという子供たちにぜひなって欲しい。コンピューター、タブレット等を道具として使いながら、探究する力を身に付け、これから世界で羽ばたいていってほしいと考えており、これからの人生を自分の力で歩いていくために、やはりこのGIGAスク

ール構想というのは必要だと考えているとお答えをしております。

以上が一般質問に係る主な再質問の内容でございました。

続きまして、議案質疑でございます。教育委員会に係るものとしたしましては、3名の議員から御質問をいただきました。その概要につきましては、お手元の資料の14ページから16ページに記載のとおりです。一般質問と同様に、議員からの再質問に対して答弁ということで報告をさせていただきます。

まず桜井議員から、まず初めに小中一貫教育推進事業についての再質問として、この旧市内とは第一小、第二小、第三小、第四小、第五小、それから第一中、第二中ということのこの学区ということでのよろしいかという確認の質問がございました。その確認と、旧市内の学区の検討はどのような検討をするのかとの質問がございました。

旧市内の学校については、そのまま議員の仰ったとおり、第一小、第二小、第三小、第四小、第五小、第一中、第二中を考えており、検討する内容につきましては地域の状況や、隣接する小学校の学区も考慮しながら旧市内全域を範囲として検討していきたいと考えているとお答えをしております。

(2)の再質問として、委員会の正式名称と委員の構成メンバー何人ぐらいの構成かとの再質問がございました。

設置する検討委員会の名称は、島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会ということの名称を予定しており、委員の構成メンバーは、学識経験者、旧市内の地域代表者、PTA代表者、学校長などをお願いし、10人程度予定しているとお答えをしております。

再々質問として、検討委員会の期限は決めているのか、また検討委員に女性を積極的に採用していく考えはあるのかとの質問がございました。

検討の期限については、地域住民や保護者などの意見を聞きながら、長期的な視野を持ち、検討をしていきたいと考えており、検討を進める中で学校や地元への説明、それから周知期間、兄弟関係への配慮等が必要だと考えております。

また、子供の人数によりましては、教職員の配置について影響が出てくることもあります。県の教育委員会との協議が必要になりますので、調整等に数年かかるのではないかと想定しているとお答えをいたしました。

検討委員会への女性の参加については、女性の視点はやはり大変重要であると考えており、委員構成を検討していきたいとお答えをしております。

次の山本議員からのスポーツ少年団交流事業についての再質問ですが、昨年氷見市から、この交流事業を終了したいという旨の話があり、やらないものだと解釈をしていたと。今回の予算の中で同じような金

額が、前年度と同じような金額が入っているが、全く同じような形でやるのかどうかという確認をしたいという質問がございました。

山本議員が指摘のこの通知が以前届いた以降、島田市長と氷見市長が直接電話で会談された際に、引き続きこの交流事業は継続していくと言ったことを確認しております。事業内容につきましてはこれまでとずっと同じ内容かどうか、具体的には今後の計画はスポーツ協会と氷見市のスポーツ協会とで示されていくものと思われるとお答えをしております。

続いて、15ページ、大村議員からの再質問でございますが、まず金谷図書館の管理運営経費で、(2)の再質問として、昨年分と比較して金額が多いと感じたがその詳細について、また公民館と郷土資料室で使用していた通信運搬費についての取り扱いはどうなっていくのかとの質問がございました。

これにつきましては、ファクシミリを公民館と共用していましたが、指定管理に伴い図書館が使用するため、その分が増額となっている。指定管理者は、別に回線を引くということを知っているということでお答えをしております。

次に、金谷体育センターの関係で、金谷体育センターのLED化の状況はどうなっているのか、また毎年予算措置されている委託料の具体的な委託内容を伺うとの質問があり、これにつきましては、平成27年度にアリーナ部分のLED化は完了しており、今年度市内の公共施設のLED化において、1階の談話ホールや卓球室等のLED化を実施しています。

また委託料の具体的な内容につきましては、月のリース料、工事費、それからメンテナンスに寄与する費用、省エネの検証報告費となっているとお答えをいたしました。

続いて、令和5年度からPFI事業者が関わる金谷管理運営経費として計上されるものは何かとの質問に対し、これにつきましては、火災保険料とLED照明サービス委託料で、このほかにも指定管理料が総務費の中に計上してあるということでお答えをしております。

続いて、照明施設改修事業の関係で、答弁にあった16施設が社会体育施設としてスポーツ振興課が所管する全ての施設か。そして今回の予算措置はあくまでも現状の調査、改修する場合の概算事業費や改修する仕法などを提案してもらうのみで、実作業は令和5年度はないという答えでよろしいかといった質問に対し、16施設につきましては、スポーツ振興課が所管する屋外ナイター施設の中で、LED化が完了していない全ての施設で、今回の予算措置は実作業に取り組むための調査で、委託の結果を見てから実際の作業することを検討することになり、令和5年度には実作業は発生しない形になるとお答えをしております。

最後に資産活用課で実施したLED化と、今回計上してあるスポー

ツ振興課で実施しようとする事業の住み分けはどのようになっているかとの再質問がございました。

資産活用課では、令和2年度に島田市公共施設マネジメント民間提案制度において、公共施設等のランニングコスト削減に資する事業提案を求め、公共施設のLED化を採択しております。この事業では施設のすべての照明をLEDにするのではなく、各施設において一定の点灯時間が見込まれる照明機器を抽出し、一括でLED化をするものを扱ったということです。

使用頻度の低い部屋など、一定の点灯時間が見込まれない照明機器については施設の所管課が対応することとしたため、今回屋内ナイター照明は、所管であるスポーツ振興課で対応することとなったとお答えをしております。

以上が議案質疑の再質問の内容でございます。

最後に3月27日の本会議最終日におきまして、昨年度末、議会に送付された陳情第1号、横井町、栄町に係る中学校の指定学区の変更を求める陳情について、厚生教育常任委員会委員長から報告がございました。この陳情につきましては、厚生教育常任委員会に付託され、2月16日と3月14日の厚生教育常任委員会で、委員全員と当局関係者の出席により審査が行われたものです。

当局への質疑を交えた委員会討議では、委員からこの陳情が今出されたことについて疑問があるといった意見や、地域住民が島田第三小学校の児童が、島田第一、第二中学校に分かれて進学することについて長年憂慮してきた状況等についての意見があったり、学校のグラウンドデザインに関する質疑等がございました。

また、島田第三小学校に不具合であることは十分理解できるが、令和6年の4月までに解消することは難しい。早期的、長期的な解決できるものの2つの観点があることから、安易にやるわけにはいかないため、付帯意見を付けて結論を出していきたい、そういった御意見が出されました。

厚生常任委員会の採決の結果、陳情の趣旨は良として、委員全員の賛成により付帯意見を付けて採択することに決したということになりました。

この付帯意見の内容につきましては、島田市立島田第三小学校の児童の進学先が、島田市立島田第一中学校あるいは島田市立島田第二中学校と異なることに加え、同一自治会内においても通学する中学校が異なっており、長年地域住民が憂慮してきた点は理解をします。一方で島田市教育方針に掲げる地域総ぐるみの教育、夢育・知育の推進に向け、小中一貫教育の推進に向けた検討や、小学校再編の検討等も課題として挙げられる。

このため陳情内容の令和6年4月からの学区変更は、時期尚早であ

るものの、旧市内の小学校、第一、第二、第三、第四、第五小学校全体での検討を前提とし、島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会で、本陳情の願意を受け止め、その結果を島田市立小学校及び小学校通学区調査審議会に諮問し、早期の調査研究に着手するよう努められたい、そういった内容でございますが、その審査結果について当局に対しては、この委員会の意思決定を真摯に受け止めるようお願いしたいということがありました。

教育長

以上、長くなりましたが、2月議会で教育委員会が関係する案件につきまして、御報告をさせていただきました。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。教育部長報告が終わりました。委員の皆様から、御質問がありましたらお願いいたします。

B委員

B委員。

3ページからの中学校部活動の地域移行についてということなのですが、スポーツを指導する地域の指導者たちの、例えば、暴言とか暴力とかといった、ちょっと信じられないようなことがニュースで伝わってきてはいるのですけれども、島田市ではこういう体罰防止というような研修を受けさせる方向で、今は進んでいるものなんでしょうか。

スポーツ振興課長

地域部活への移行という意味では、今は連絡協議会というものを作っていくという、計画でいますので、そういった中で全体のスポーツとか、ほかのものもそうなのですが、というものが一定のレベルにちゃんと入れるように、具体的にどうやるということは決まってないのですが、そういうことを考えています。

教育部長

恐らく、その連絡協議会の中で、今言った部活動の指導員の資質というか、そういったものも問われてくると思います。

その中で、協議会の中でそういった研修等の受講とかも検討していく材料にはなると思われます。

B委員

もう1点、いいですか。

ありがとうございました。1週間ほど前でしたか、新聞社の全国の教育委員会、県とか政令指定都市に向けてのアンケートを実施したら、そういった研修を義務付けてないところが75%ぐらいあるデータがありました。義務付けている教育委員会の中には、静岡県、県教委が義務付けているというふうに回答しているということですので、島田市もその方向でやっていただきたいと思いました。

以上です、ありがとうございました。

教育長

よろしいですか。ほかの委員の方は、御質問等がありましたらお願いします。

それでは、次に移ります。

事務事業報告

教育長

事務事業報告について、補足説明のある課は、説明をお願いいたします。

教育総務課長、どうぞ。

【教育総務課報告】

教育総務課長

それでは、17ページを御覧ください。実施について、補足説明をいたします。

まず、3月1日に、島田市立小学校跡地利活用事業優先交渉権者の公表を行いました。このことにつきましては、報告事項のところで報告させていただきます。

次に、3月22日に、第3回総合教育会議が行われました。この会では、北部地区4小学校の跡地利活用について、及び令和6年度の学校統合に向けた活動について経過の説明をさせていただき、多くの御意見を頂戴いたしております。皆様方の御意見を基に、今後の取組について方向性が確認された会議となりました。委員の皆様には御出席をいただきありがとうございました。

補足説明は、以上です。

教育長

教育総務課参事、どうぞ。

教育総務課参事

実施の3月1日に、伊太小の屋内運動場耐震補強工事完成検査が行われましたので、その工事について御報告させていただきます。

当工事は、昨年5月に行った1回目の入札が不調となりまして、2回目の入札で工事請負契約の締結となったため、当初予定していた工事着手が1カ月ほど遅れましたが、学校施工業者等の協力により、先月の2月末に工事が完成しました。3月中旬に予定されていた、卒業式は予定どおり改修された屋内運動場で開催することができました。

この工事の事業費は、工事費と工事監理業務委託料の合計で、約1億5,000万円でした。工事の概要としましては、耐震補強工事では、梁、柱、屋根、ブレスの補強、基礎梁の増設、外装工事は既存コンクリートの外壁を軽量コンクリートに取り換え軽量化にしました。内装工事は、鉄骨部分の塗装、あと内壁を化粧合板に張り替えました。トイレについては洋式化を行いまして、多目的トイレも設置いたしました。床については、全面改修工事をするのができませんでしたが、床材のフローリングがくぼんだり、削れたりしているところに埋め木をして、児童が安全に使える状態を確保しました。

この工事が完成して、島田市の小中学校施設の耐震化率が、93.6%になりました。現在、建築中の島田第一小学校の改築工事が完成すれば、全ての小中学校施設が、耐震化されることとなります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。教育総務課からの補足説明が終わりました。

た。ほかにございますか。

学校教育課長、どうぞ。

【学校教育課報告】

学校教育課長 まず、実施ですが、2月25日、3月11日と、合同部活動の練習、女子バレーボール部を行いました。学校は、初倉中、金谷中、川根中の合同になります。

このほか、サタデーオープンスクールが、2月25日、3月4日、3月11日と行われました。ペン立てづくり、コースターづくり、最後の11日には、伊久美の菩提山の登山を行いました。

ほかに、卒業式等が行われました。

24日には、転退職をする教職員、そして昇任のあった教職員の辞令伝達を行いました。

予定ですが、4月6日から10日にかけて、入学式、始業式等が行われます。

以上です。

教育長 学校教育課からの補足説明が終わりました。ほかにございますか。

学校給食課長、どうぞ。

【学校給食課報告】

学校給食課長 実施の補足になります。

一番下のところになりますけれども、昨日、第3回島田市学校給食センター運営委員会を開催しました。D委員、A委員におかれましては、御出席ありがとうございました。

令和4年度の実績報告について、委員からは、給食の残食率が増加した理由についての質問がありました。令和5年度の事業計画の協議については、新規アレルギー対応食認定者については、5月からの提供となるが、4月からの提供はできないかなどの質問がありましたけれども、事務局案のとおり承認されました。

次に、令和5年度学校給食費の額についての協議ですが、委員からは、今年度は新型コロナ臨時交付金を活用して対応したが、令和5年度も食材価格の高騰が続く中で、大丈夫かというような意見をいただきましたが、新型コロナ臨時交付金は令和5年度も活用できる旨の通知が国から届き、積極的に活用することを説明し、令和4年度と同額という事務局案のとおり承認されました。

この給食費の額については、後ほど、議案第10号で御審議いただきます。よろしく願います。

教育長 ありがとうございました。学校給食課からの補足説明が終わりました。ほかにございますか。

社会教育課長、どうぞ。

【社会教育課報告】

社会教育課のから補足報告させていただきます。まず、実施のほうで人数の追記をお願いいたします。20ページを御覧ください。

3月1日、2つ目の「スイ・水・数学」ですが、こちらのほうは④⑧、④⑨とも、ゼロになりました。こちらの事業ですが、今年度に一度御質問をいただいたところではありましたが、来年度からは、福祉課の事業、島田っ子、子どもの学習支援事業、この枠で実施することになったということで、御報告をしておきます。

めくっていただきまして、3月16日、六合公民館市民学級閉級式、34人。その下、金谷公民館が52人。

次に、初倉公民館、22日ですけれども、こちらが5人。その下、大津農村環境改善センターが25人。

その下の伊久身農村環境改善センターの社会教育講座は、日が移りまして、3月28日になりましたので、ここは飛ぶという形になりましたので、訂正をさせていただいております。

3月23日、放課後子供教室推進事業運営委員、こちらが7人。それから、初倉公民館スマートフォン講座が13人。

23ページに行きまして、川根地区センターのグランドゴルフが天候で、しまトレになったということを知っています、こちらが11人。

26日、金谷公民館コンサート、こちらが80人。

3月28日、金谷公民館春休み子ども科学マジック教室、こちらが10人。伊久身農村環境改善センター、同じくですけれども、ここは9人ということになっております。

それから、事業ですけれども、21ページになりますけれども、

3月4日、5日におきまして、生涯学習大会フェスタしまだ2023！を実施しました。感染症対策ということで自粛していましたが、ステージ発表を、今年は実施することができまして、展示と合わせましての開催となりました。ただし、食品類の提供といったものは自粛し、また5日は天候不良がありましたので、フリーマーケットは中止とさせていただきました。来場者ですが、正確な数が確認できなかったため、パンフレットの配布枚数等で約1,000人とさせていただいておりますけれども、ステージがなかった、前年度は157人ということで、また、少しずつ来場者が増やしていきたいと思っております。

22ページになります。3月11日から12日にかけて、金谷宿大学成果発表会を実施しました。こちらについては、フェスタしまだと同じく、今年度はステージ発表も再開して開催しました。来場者数は、こちらにも概数になりますけれども、前回の300人に対して、今年度は2日合わせて、スタッフも合わせて1,000人ということで実施しております。受講生によります、ダンスや演奏、絵や手芸作品や生け花などの展示がありまして、充実した発表会になったと感じております。

また、12日には、4年度の閉講式、それから5年度の開講式に合わせて、金谷宿大学30周年記念式典を実施しまして、功労者表彰ですとか、記念講演を実施したところであります。

それから、予定になりますが、4月以降、新年度につきましては、いろんな事業が開始されます。4月14日には、家庭教育学級担当者合同会議を開催しまして、こちらは、各学校の校長、それからペアレントサポーター方に出席していただく予定です。

それから、4月20日ですけれども、第1回地域学校協働本部運営委員会を開催します。こちら、各学校でコーディネーターの方にお集まりいただきまして、また今年度と同様に、それ以上の事業の充実を図っていただきたいというふうに考えています。

この表にはないのですけれども、4月1日から、金谷公民館の管理運営が市の直営から、指定管理者に変更されます。これは、金谷庁舎跡地周辺における金谷地区生活交流拠点整備事業の中で実施されるものでありまして、指定管理者を金谷PFIパートナーズ株式会社になります。新しい運営体制になりますが、施設の貸出しですとか、講座等の事業の開催など基本的な運営内容はこれまでと同じです。ただ、民間への移行に伴いまして、利用料の振り込みに手数料が発生するなどのことが確認されまして、課題が生じているということでございます。

社会教育課としましては、公民館の所管課といたしまして、金谷公民館運営審議会を引き続き設置しまして、また、ほかの公民館との情報共有や交流を図る機会を設けるなど、引き続き責任を持って、金谷公民館を管理運営に関わってまいります。

以上、御報告申し上げます。

教育長

ありがとうございました。社会教育課からの補足説明が終わりました。ほかにございますでしょうか。

スポーツ振興課長、どうぞ。

【スポーツ振興課報告】

スポーツ振興課長

それでは、25ページを御覧ください。最初に人数の追記をお願いします。

3月16日のトランポウオーク教室は、13人です。その下、3月22日のスポーツ振興協議会は、12人。その下、3月の定例会は、28人。一番下のトランポウオーク教室が、7人です。

実施についての補足をします。

3月15日の島田市スポーツ賞表彰式につきましては、受賞された方々は、71個人、12団体でございました。

スポーツ振興課からは、以上です。

教育長

ありがとうございました。スポーツ振興課からの補足説明が終わりました。ほかにございますでしょうか。

	<p>図書館課長、どうぞ。</p> <p>【図書館課報告】</p>
図書館課長	<p>それでは、事務事業の補足をさせていただきます。実施についてです。まず、27ページを御覧ください。</p>
	<p>2月25日、本・雑誌の無料配布ですが、こちらはプラザおおり、展示コーナーで開催されました。朝から、80名近くの方が並んでいただき、整理券を配布し30分の入れ替え制で約11回行いました結果、約3,800冊の本・雑誌を配布いたしました。また、翌日の26日には、金谷図書館で雑誌のみの配布を行うなど、図書館で不要となった本を市民の方々に再利用していただいております</p>
	<p>次に、2月28日図書館協議会についてです。こちらについては、令和4年度島田市立図書館事業報告及び令和5年度予算案について御説明をさせていただきます。</p>
	<p>次に、予定です。29ページを御覧ください。</p>
	<p>4月18日から5月14日、こちらについては、こどもの読書週間の展示となります。今年で第65回となるこどもの読書週間ですが、「ひらいてとじた笑顔がふえた」というような標語を基に、各図書館でテーマを決め、子供たちが手に取って手頃な本を展示いたします。それこそゴールデンウィーク前から展示をいたしまして、ゴールデンウィーク中に親子で読んでいただければなと思っております。</p>
	<p>あと、お手元に「ひまはま第17号」を配布させていただきましたので、また、ぜひ御一読いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>以上、図書館課からの補足説明させていただきました。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。各課事務事業の概要についての説明が終わりました。委員の皆様から、何か御質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>C委員、どうぞ。</p>
C委員	<p>社会教育課に教えていただきたいと思います。</p> <p>金谷宿大学が、ボランティアの方たちとか講師の方たちが予定どおりお願いすることができて、講座については、これまでどおり講座が確保できたのでしょうかというのが1つと。</p>
	<p>それから、4月1日から指定管理者による講座が今度開催されるということですが、今までにはない新しい講座みたいなものはできたのでしょうか、教えてください。</p>
社会教育課長	<p>まず、最初の金谷宿大学ですけれども、コロナ禍の後、少し開催が減っていますけれども、今年度につきましては、85講座を開講しております。今年度は昨年より2講座増えているということですので、どうしても課題と言いますか、教授と生徒の確保であったり、高齢化であったりというようなところでなかなか増やせないところはあるのですが</p>

	<p>も、その中で事業の充実を図っていききたいというふうに考えているところでもあります。</p> <p>それから、金谷公民館の事業ですけれども、実は職員が変わったということがありまして、十分な実施計画ができておりませんので、また、そのところはこれからこの事業全体の中から、また地域に関係に関係することとか、いろんなところを検討していくところで聞いております。</p> <p>6月ぐらいから実施できるように募集をかけていくということで、早々に事業のほうも募集をかけていくのではないかと考えているところではございますけれども、申し訳ございませんが、そういう辺が十分な意見が出るのが遅れているところでございます。</p>
C委員	<p>民間事業にお願いするという事は、これまでになかった新しい視点でいろんな取組ができるのではないかと期待がありますので、ぜひ、こちらの希望も通るといいなと思います。</p>
社会教育課長	<p>ありがとうございます。そのところが民間に移せるところの大きな特徴でもございますので、社会教育課としても、事業者と確認を取りながらしっかりと事業がうまくいくような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
教育長	<p>基本的には、今までやっていた事業については、継続するという事でよろしいですね。</p>
社会教育課長	<p>はい。その予定でおります。</p>
教育長	<p>そのほか、委員の皆様から何か。</p>
B委員	<p>B委員、どうぞ。</p> <p>学校教育課にお尋ねします。二中で、3月3日から地域探究学習が始まったと書いてあるのですが、テーマにはどのようなものがあるかとか、分かっている範囲内で教えてください。</p>
学校教育課長	<p>生徒が企業に、あるいは役所のほうに様々にコンタクトを取りまして、そこでそれぞれの機関が持っている課題であるとか、あるいはそうしたテーマを中学生がいただきます。そのテーマに従って、課題を解決したりとか、あるいは、創造的な活動を行ったりとか、そういうふうなことをしております。テーマについては、ちょっと分らないです。</p>
B委員	<p>具体的には、こういう企業のこういうテーマでということは聞いてないのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>これは金谷中も行ってございまして、そちらの例を申しますと、JR東海と連携してウォーキングマップというものを作りました。そこに中学生が様々に金谷地区の見どころ、そうしたものをマップ、リーフレットに落とし込んで、それを実際にJR東海でお客さんに配ったりしているといったことなどです。</p>
B委員	<p>ありがとうございました。</p>

教育長 よろしいですか。そのほかの委員の方から、何か御質問等があればお願いします。

B委員、どうぞ。

B委員 学校教育課にお尋ねしたいと思います。卒業式とか修了式とか、無事に済んだということで、マスクが個人の裁量に任せるというような状況になっていますので、卒業式は体育館の中で実施されたと思うのですが、私たちも出席してないのでどういう状況だったのかなということ、課長も出席されてないかと思うのですが、どういう情報が入っているのでしょうか。何かありましたら、ちょっとトピックスを聞かせてください。

学校教育課長 一律に同じような姿ではなく、学校によって様々というふうことを聞いております。例えば、合唱とか呼びかけについてはマスクをしたりなど、あるいはしっかり声を出せるために、間隔を取って、そしてマスクを取りながら、合唱をしたというような様子も聞きました。それから、卒業証書の授与は、大方マスクを取って、そして保護者に顔を見せたりとかしていたということも聞いております。

来賓の方とか保護者については、マスクをしていただくように、基本お願いをしているところがほとんどだと思います。

以上です。

B委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかの委員の方は、いかがでしょうか。それでは、ないようですので、次に移ります。

連携報告

教育長 文化振興課並びに博物館課の連携事業事務事業についての御報告をいただきたいと思います。補足説明のある課はお願いいたします。

文化振興課長、どうぞ。

【文化振興課報告】

文化振興課長 それでは、文化振興課より補足説明をさせていただきます。資料の30ページを御覧ください。まず、実施事業についての人数の追記をお願いします。

3月18日に、プラザおおるりホールで実施した、音楽の絵本「ダブルクインテット」ですが、来場者は591人でした。

続きまして、21日に実施した、2台のピアノDAYですが、来場者は8人。同日に行われた、だれでもロビーコンサートですが、来場者は10人でした。

続きまして、実施事業について、補足説明をさせていただきます。3月20日から30日までの予定で、姉妹都市である、アメリカのリッチモン

ドに学生親善使節8名が行っております。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中断をしておりましたが、今年は約4年ぶりに実施できました。市内在住の中高生8名が、向こうでホームステイを体験したりして、向こうの文化を学ぶと同時に、市を代表して日本や島田市をアピールしてきてくれます。

3月報告分の事務事業報告の補足説明については、以上でございます。

続きまして、次の31ページを御覧いただいておりますか。同じく文化振興課で所管しています、令和5年度プラザおおるり施設改修事業について、御説明させていただきたいと思っております。

こちらについては、本日資料として、新旧比較図案をお配りしておりますのでこちらを御覧ください。A4横のこういった図面でございます。こちらの図面を基に、説明させていただきます。

当課はおおるりの管理運営を所管しております。新庁舎建設後、現在おおるりにある、教育委員会や危機管理課などが新庁舎に移転することに伴い、空いたスペース等を改修して市民に供することと、駅前にあるしまだ楽習センター機能が、おおるりに移転することが決定しておりますので、令和6年度のオープンを目指し、必要な改修を行います。

それでは、順番に本館1階から説明させていただきます。なお、この比較図は、ホールと今回改修をしない箇所については記載をしていません。主に本館南側の箇所を記載しており、上段が現状の状況で、下段が改修後の図面となっております。改修する各部屋について、主な改修箇所、改修内容を記載してあります。

また、今回改修設計するに当たり、しまだ楽習センターがおおるりに移転してきた場合の部屋のシミュレーションを実施し、必要な部屋の機能や部屋数を算出し、設計に反映させております。

それでは、まず、1階図面の左側から御覧ください。今、ここにいる現状の第1多目的室ですが、下にあるとおりの改修を予定しております。面積の変更はありませんが、この第1多目的室は、簡易防音扉や吸音材を壁に貼り付ける等の改修を行って、ホールイベント等でのリハーサルが行われるように、防音効果を高める工事の実施を予定しております。

続きまして、右側に進みます。

現在の市民相談室については、一部を倉庫として活用することを想定しております。ここには楽器の一部や体育室で使用する備品を保管します。

右に進んで、市民相談室の一部及び教育長室、教育総務課等のスペースについては、体育室を想定しております。この部屋は主にしまだ楽習センターの体育室で実施していた講座を実施する予定です。

次に、その右の部屋ですが、おおりの事務所と社会教育課の一部に間仕切りを設置して、小会議室を増設したいと考えています。今回、小会議室を幾つか増設しますが、主な利用方法としては、しまだ楽習センターの小規模講座の実施を考えております。また、講座を実施していない時間帯については、貸室として市民に供する予定でいます。

最後に、一番右側の現在のパワーリハビリ室として使用されているボランティアビューロですが、こちらは令和6年度から、eスポーツ室としての利用を考えています。こちらについては、包括ケア推進課で所管をします。

続きまして、2階の改修について御説明します。2階は、一番右側から説明します。

現在、スポーツ振興課、危機管理課があるスペースについては、多目的室として改修を考えております。この部屋の利用想定としては、しまだ楽習センターの第5楽習室で実施している講座等の利用を考えています。合唱やダンス等、幅広く利用されておりますので、この部屋も防音扉や吸音材の貼り付けなど改修を考えております。

2階については、以上です。

続いて、3階の改修案を御説明します。3階も右側から御説明させていただきます。

現在の防災無線室は、倉庫として利用を想定しております。その左側ですが、現災害対策室とその左横の倉庫については、1つにして現第3多目的室と同様の部屋に改修する予定です。続けて、説明しますが、現第3多目的室については、間仕切りを設置して、小規模会議室と中小規模会議室への改修を考えております。

理由ですが、しまだ楽習センターにて、絵手紙など水を利用する講座を実施されているのですが、その部屋には水道が敷設されておりますけれども、おおりの既存の部屋に、水を敷設するような工事というのは非常に難しく、給湯室に近い場所に水を使用する講座の場所を設置するために、第3多目的室を分割して、広いほうの水を使用する講座用の部屋として、狭いほうを一般講座用の部屋として用意するものでございます。

2階にも、給湯室に近い部屋として、第2会議室等があり、そちらでも考えたのですが、しまだ楽習センター講師を対象とした説明会を実施したときに、その部屋ではちょっと狭いというふうな要望が挙がったため、今回の改修をすることになりました。

これらのことから、第3多目的室を改修するのですけれども、現第3多目的室も使い勝手がよく利用率も高いことから、災害対策室を第3多目的室と同様の部屋に改修するものでございます。

また、文化協会からも、市民文化祭での作品展示の際には、今は大会

議室と第3多目的室に展示してはありますが、第3多目的室は大会議室の前にあったほうが、観覧者は観覧しやすいというふうな意見もあったことも理由の1つでございます。

3階については、このほかに和室の畳替え、あと、視聴覚室については、現在使われてない操作盤の撤去、映写室については、そのまま倉庫としての利用を考えています。

最後に、東館について説明させていただきます。東館については、資産活用課が担当ですが、情報提供として分かる範囲で説明をさせていただきます。

図の見方ですが、1階と2階に分けました。上が現在で、下が改修後になります。

まずは1階を説明させていただきます。今現在、建設課、すぐやる課、建築住宅課があるスペースについては、市民が自由に利用できるフリースペースとしての利用を考えています。グループ学習や打合せ、展示など市民が気軽に使えるスペースとしての利用を考えています。

続きまして、中央のトイレですが、女性用便器2カ所を洋式化します。1階の改修は以上でございます。

最後に2階を説明させていただきます。2階については、1カ所トイレを洋式化させていただきます。これで東館の便器は全て洋式となります。

現在、内陸フロンティア推進課がある課には、シルバー人材センターの事務所が入る予定です。また、清水文庫については、閉校後の相賀小学校に移転する予定となっております。

駆け足で説明しましたが、以上でおおるり改修事業の説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。次に、博物館課。

博物館課長、どうぞ。

【博物館課報告】

博物館課長

それでは、32ページを御覧ください。まず人数の追記をお願いします。

3月26日の「おもちゃ病院しまだ」は、参加者が18人。その下、3月27日の島田市大井川川越遺跡整備委員会は、参加者が7人でございます。

それでは、補足説明をさせていただきます。実施について、2月23日富士山の日協賛博物館無料開放日ですが、これについては、本館、分館合わせて、887人の来館者がありました。

次に、3月25日から、牧之原公園でカタクリ園を開園しております。今まさに花が満開でございます。カタクリが自生しているところでは、牧之原台地でも規模が大きいところでございますので、ま

た、機会がありましたら御覧いただきたいと思います。

次に、33ページの予定でございますが、4月1日から、本館、分館共に展示会を開催します。委員の皆様には、本日チラシを配布させていただきました。また、機会がありましたら御覧いただければ幸いです。

教育長

博物館課からは、以上です。

ありがとうございました。連携事務事業についての説明が終わりました。各委員の皆様から、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

B委員

B委員、どうぞ。

博物館課にお尋ねしたいと思います。2月23日、これは休日だったと思うのですが、富士山の日で無料開放ということをやっていたいただきました。PRも一生懸命されたかと思いますが、予定どおりの人数以上の方がいらしてくれたもののでしょうか、ちょっとそこら辺を教えてください。

博物館課長

これについては、以前はよく小学校の全校児童にチラシ等を配布してましたが、今はコロナの関係もありまして、公共施設等へのチラシの配布と、学校には生徒ではなくて、学校に何部か配布している状況でございます。

今回の人数ですが、おおむね予想どおりの結果かなと思っております。2月で寒い時期でもありますから、なかなか人数も集まりづらいところではありますが、以前のコロナ禍に比べれば、かなり増えている人数になっております。

教育長

以上です。

B委員

よろしいですか。

教育長

はい、結構です。

そのほかの委員の方はいかがでしょうか。よろしいですか。

それではないようですので、次に移ります。

付議事項

教育長

それでは、議案の審査を行います。付議事項につきましては、1件ごとに審査いたします。

教育総務課長

まず、議案第6号、令和5年度島田市教育の施策の概要について、教育総務課からより、説明をいただきます。

それでは、34ページとそれから今日配布をしてございます、令和5年度島田市教育の施策の概要という冊子を、御準備ください。

それでは、議案第6号について御説明申し上げます。初めに、学校教育課につきましては、前々回に説明が終了してございますので、今日は

その他の課のものについての説明をしていくことを御了解ください。

それから、9ページまでのところにつきましては、既に昨年の第12回の定例会で御承認を頂戴してございますので、本日につきましては、10ページの教育総務課からの説明になります。

なお、各課の基本施策の事務事業評価シートの目標値、参考までに、まず大要の冊子の10ページを御覧ください。

10ページの一番下が、表形式になってございます。この表につきましては、教育委員会に関する事務の点検評価における事務事業評価シートに関連してきます。最終的に評価をしていただく基準になりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、10ページの教育総務課から説明をさせていただきます。

基本方針としましては、教育環境の整備に取り組むということでございます。

施策としましては、1つ目が、教材、教具及び図書資料の充実。2つ目が、小中学校再編計画の実行。3つ目が、学校施設整備事業でございます。

まず、1つ目、教材、教具及び図書資料の充実の中では、理科教育設備の整備率の向上を図ること。それから、ICT環境の整備を計画的に進めること。また、ICT支援員を配置による、ICT環境活用の支援。学校図書につきましては、昨年度と同様でございますが、市立図書館や学校の図書館支援員と一層の連携を図り整備に努めていく、このような計画でございます。

なお、アウトプットのところで、図書整備冊数の目標値でございますが、今年度の実績よりも低くなっている状況でございます。これにつきましては、11ページの上段の表の下のところ、アスタリスクのところの説明をしておりますが、当初の予算額から算定をして購入できる範囲の数値という形で積算をしております。この計画の中では、寄附行為やその他別途の購入についての数値は、現在は含まれてはございません、少ない数値となっていることを御了解願います。

続きまして、2つ目の小中学校再編計画の実行についてでございます。まず、北部地区4小学校の跡地の利活用につきましては、令和4年度中に、伊太小学校、伊久美小学校、相賀小学校の3校についての方向性が見えてまいりました。残る神座小学校につきましては、令和5年度中に方向性を見出せるよう検討を進めて参ります。

また、初倉地区においては、決定をしています再編方針に基づきまして、早期に組織編成を行い、ロードマップを進めて行きたいと考えております。

次に10ページから11ページにかけての事務事業評価シートの目標数値の表における、変更点を御説明申し上げます。事業の成果のアウトカムについて3カ所、今回については変更してございます。

まず、1カ所目と2カ所目は、10ページの下の2つの1カ月4回以上学校図書館を利用した割合、これが小学校の分と中学校の分の2カ所です。

これまでは、児童生徒1人当たり年間利用冊数としていましたが、本の貸出しだけでなく、調べ学習やその他豊かな心を育てるための活動拠点としての位置付けが重要であるという観点から、本の利用冊数から学校図書館の利用割合に変更したものでございます。

3カ所目は、11ページの最上段、ICT環境の整備前に比べ児童生徒の授業の理解度を把握しやすくなった教員の割合です。これまでは、ICTを使うことによって、児童生徒の授業の理解度を把握しやすくなった教員の割合としていましたが、環境整備が進んでまいり、どの時点での比較であるか、その捉え方によって回答が変化すると思われることから、比較の対象についてICT環境の整備前に比べという形で指定したものでございます。

変更点は、以上です。

3つ目の学校施設整備事業につきましては、参事より、説明申し上げます。

教育総務課参事

11ページの下半分の(3)学校施設整備事業について、説明させていただきます。

島田第一小学校の改築工事が2年目を迎えます。第四小学校はグラウンド造成工事が令和4年度に完成し、全ての改築事業が終わりました。

伊太小学校屋内運動場の耐震補強工事も先ほど説明させていただいたとおり、令和4年度に完成しまして、令和5年度は、島田第一小学校の校舎・屋内運動場の完成に向けて、静岡県耐震基準による耐震化率100%に取り組む予定であります。

なお、数値として表記できない目標としましては、目標達成プランとして別途掲載しておりますので、御覧願いたいと思います。

以上です。

教育長

次、学校給食課をお願いします。

学校給食課長

学校給食課になります。23ページを御覧いただきたいと思います。

1. 基本方針としては、学校給食センターにおける衛生管理の徹底と施設設備の適切な維持管理により、安全安心な学校給食の提供を目指すとともに、学校給食の充実及び学校給食を生きた教材として活用した食育の推進に努めてまいります。

基本施策につきましては1本柱です。安全安心な学校給食に向けての施策ということで、中項目としてカタカナ表記で表示をさせていただきます。今年度と変わっている点を主に説明させていただきます。

アの安全安心な学校給食の提供、それから衛生管理の徹底につきましては、今年度と同様の内容で事業を進めてまいります。

イ、年間1校当たり183回の実施する学校給食、あるいは食育の推進、市民への啓発というところです。一番上の丸のところ、ホームページに毎日の給食メニュー、レシピや生産者のインタビュー動画を掲載のところを5年度新たに追加いたしました。

それから、ウになります。アレルギー対応食の提供です。これにつきましては、今年度同様、卵、乳、エビ、カニ、イカ、タコの6品目の除去食を提供していきます。

エです。エの数値目標の達成のところですが、丸の一番下のところです、給食残食率6.5%以下。今年度までは、4%ということで目標設定をしましたがけれども、令和5年度は、6.5%以下ということで変更させていただいております。

オの地産地消推進事業につきましては、今年度と同様でございます。

カの調理用備品等の更新を計画的に進める、これも今年度と同様でございます。

キの職員の資質向上のところでございますけれども、一番下の外部研修会への積極的参加ということ、令和5年度は追加させていただいております。

クの学校給食費の未納解消につきましては、各学校と連携して、今年度同様対応していきます。

ケの学校給食への民間活力の導入、これにつきましても今年度同様対応していきます。

最後に、事務事業評価シートの数値目標でございますけれども、変わったところを説明させていただきます。

アウトプットのところ、ホームページ更新日数、目標200日。研修会の開催・参加、11回。学校給食試食会、13回。

それから、アウトカムのところでございます。ホームページの閲覧数、年間で1万7,000件。それから、一番下の残食率4.5%を4年度は目標にしてましたけれども、5年度は6.5%ということで、変更させていただきました。

以上です。

ありがとうございました。社会教育課、お願いします。

26ページを御覧ください。

社会教育課では、学びによって、市民一人ひとりが自己実現を図り、生きがいを持って人生を送れるように、校外学習事業や青少年健全育成事業の各種施策を展開します。

事務事業評価シートの数値目標における、令和4年度の実績数値につきましては、施設利用者数などがコロナ禍前と後では、3分の2から2分の1程度に落ち込んでいます。これを一気に従前の数値に戻すことは不可能かもしれませんが、現状を分析しながら、令和5年度の数値に少しでも近づけるよう取り組んでまいります。

教育長
社会教育課長

それでは、まず、基本施策、(1)生涯学習の推進から説明させていただきます。事業が多くございますので、施設に沿って説明させていただきます。基本施策につきましては、27ページから28ページを御覧ください。

まず、学習拠点である公民館等における講座活用については、地域住民の学びのきっかけになる魅力ある講座開設などにより、アウトプットとしては、740講座を開催し、アウトカムとして、1万3,000人の受講を目指します。

一般利用については、各施設において、安全性の維持管理に努め、公民館業務の機能強化を図るとともに、地域課題の解決の場としての利用などを進め、アウトカムとして、15万8,600人の利用を目指します。

令和4年度に設立30周年を迎えた金谷宿大学につきましては、教えた人、学びたい人の両者に活動の場を提供する事業として、安定した運営が課題となっています。令和5年度は、アウトプットとして、目標値、シートは87となっておりますが、実際にこれが募集をかけた数でありまして、今年度開講できるのは、85講座となりますが、そういった形で85講座の開講、それからアウトカムとして、890人の受講を目指しています。

学習センターにつきましては、運営の効率化とサービス向上のため、指定管理制度を導入していますが、指定管理者の協力によりアウトカムとしては、1万1,000回の講座の受講、貸館等も含めた一般利用者数は、3万人といたします。なお、当センターでのふれあい講座は、今年度が最終となりまして、令和6年度以降は、プラザおおりり内での開催を予定しております。

野外活動センター山の家につきましては、指定管理者が西東石油株式会社に変更、新たな視点による自主事業の展開などを通じて、施設の有効活用と地域の活性化を図ります。

また、山村都市交流センターささまにつきましては、野外活動の利点を生かした体験メニューの充実などによる、コロナ禍により落ち込みました集客の回復に努めてまいります。山の家につきましては、アウトカムとして、山の家の宿泊数は3,500人、ささまにつきましては、2,000人の宿泊数を目指してございます。

それから、青少年の健全育成につきましては、28ページからとなります。

アのところですが、家庭教育の充実に記載がありますとおり、社会教育委員からの提言であります「家庭教育の在り方」の理念の下に、家庭教育理念を具現化するために、この理念についての啓発活動を引き続き推進してまいります。目標数値につきましては、30ページ、31ページにあります、それを御覧ください。

様々な年代の親を対象としました家庭教育講座につきましては、家

庭の教育力の向上を図るため、子供の年齢層に応じた様々な講座をしております。また、おおるりホールでの家庭教育講演会も、去年に引き続き開催いたします。アウトカム目標としましては、定員に対する申込者数の割合を95%としました。

小学1年生の親を対象とする家庭教育学級につきましても、アウトカムとして参加率を65%に設定し、親同士が学び合う機会が増やせるように努めております。

また、初めてゼロ歳児を持つ親の講座、子育て広場につきましても、ペアレントサポーターとの協働によりまして、利用者のニーズに応える形で開催回数を増やし、アウトカムとして、初めてゼロ歳児を持つ親の講座は95%の満足回答。それから、子育て広場につきましても、600人の参加延べ人数をそれぞれ目標としております。

青少年育成支援センター運営協議会による街頭補導につきましても、今後も継続してまいりますけれども、補導の件数も大きく減少していることから、見守りの方向をネットパトロールにシフトしています。令和5年度からは、対象を市内の小中学生とし、アウトカムを調査件数、500件としております。

課題のある子供や若者に対する支援につきましても、当事者や保護者等を対象とした家族教室や座談会、相談会などの場を設けまして、現状の改善につながる取組を継続します。アウトカムを新規相談件数、25件としております。

体験型の少年教室「しまだガンバ!」と放課後子供教室ですが、コロナ禍の影響もひと段落した様子から、宿泊等も含め、従前の活動ができるものと考えております。例年、定員割れのない応募状況に応えられるだけの内容の充実を図りまして、アウトプットとして、それぞれの事業における参加者の満足度等を、設定しているところでございます。

令和2年度から、全中学校で展開しております地域学校協働本部事業につきましても、令和4年度以降からは各小中学校にコーディネーターを配置し、各校においてさらなる事業の充実を図っているところであります。アウトカムのボランティア活動延べ数については、2,900人を目指しています。

以上、社会教育課からの事務事業評価シートについて、御説明させていただきました。

教育長
スポーツ振興課長

ありがとうございました。スポーツ振興課、お願いいたします。

32ページを御覧ください。

まず、基本方針としまして、1番に書いてあるとおりで、健康で明るく活気に満ちた豊かな市民生活を送っていただくため、「市民ひとり1スポーツ」を目標に、子供、高齢者、障害者まで市民誰もが手軽に楽しめるニュースポーツ・パラスポーツの推進に努めます。これが、いわゆるソフト事業というものになると思います。

それから、その下です。また、市民の健康づくりに必要な施設の整備を行うとともに、指定管理者制度の活用による既存施設の維持管理と有効活用及び安全な施設運営の徹底を図っていきますということで、スポーツ振興課では、いわゆるソフト事業の部分と施設の維持管理を含めたハード事業という、この2点になります。

基本施策では、今言ったように、(1)がソフトで、(2)がいわゆるハードの部分ということになります。ソフトの部分でのアウトカムといたしましては、ニュースポーツ教室の延べ参加者数、それから、ジュニアスポーツクラブの実参加者数、市主催等スポーツ大会の参加者数ということで、スポーツに参加する、関わっていただける方の人数を目標の数値としております。

特に33ページの下にあります、5年度の目標達成プランにもありますが、5年度は特にポッチャを中心としたパラスポーツの普及というものに力を入れたいというふうに考えておまして、スポーツ振興課のみならず、福祉課等と連携してそういったものの普及に努めていきたいというふうに考えております。

34ページで、ハード事業の目標の関係です。アウトカムとしては、施設の利用者数を、目標値ということで掲げております。

施設管理で5年度から、今までとちょっと変わる部分は、目標達成プランのところにも書いてありますが、中央公園ほか6施設ということで、ローズアリーナーが中央公園のほかのバラの丘公園とか、中央公園と一緒に一体化して管理をしていくという中に入って、指定管理者によって管理をされるというところが変わります。

一体化したメリットというものが出るような、そんな管理をしていただけるようなことで、指定管理者とは調整していきたいというふうに思っています。

あと、最後に、35ページにあります、金谷体育センターがPFI事業の関係で、指定管理者が東海フォレストから変わるということが、4月からありますので、指定管理者が変わっても、これまでのレベルが維持できるようにというところを目標にしております。

スポーツ振興課からは、以上です。

ありがとうございました。図書館課、お願いいたします。

図書館課の推進の大要について御説明をさせていただきます。36ページを御覧ください。

基本方針といたしましては、全ての市民に「本に出会い、本に親しみ、本を生かす」機会を提供することにより、豊かな心の醸成を図っています。

また、市民が安心して来館し、充実した時間を過ごせるように、迅速かつ柔軟に対応できる図書館の運営を行っていきたく思っております。

教育長
図書館課長

次に、基本施策については、2つございます。1つ目については、図書館サービスの充実でございます。

図書館では、図書館業務支援システムを導入し、蔵書検索や貸出・返却処理の時間を短縮して、利用者サービスの向上を図っております。また、利用者がシステムを上手に使うことにより、本の予約や新着本、イベント情報の取得が可能となることから、これらのシステムを広く周知してまいりたいと思っております。

また、利用者からの調査や相談等のレファレンスサービスの充実については、図書資料などの充実を図るとともに、研修会への参加により知識や実践を重ねた、職員の資質向上を図ってまいります。

今回、コロナ禍において、電子図書館の導入を始めた図書館が増えていることから、調査、研究を行い導入に向けて検討を進めてまいります。また、新規利用者を獲得して、魅力ある講座やイベントの開催、国や県などの関係機関と連携した展示を実施していきたいと思っております。

次に、2つ目の読書活動の推進についてでございます。テレビ、インターネット等の生活環境の変化により、子供の読書離れが指摘されています。これらに対処するため、島田市子ども読書活動推進計画に基づき、子供を取り巻く読書環境の整備や読書機会の提供など、読書活動の推進を図ってまいります。

「ブックスタート」や、「おはなしギフト」、「おはなし宅配便」などアウトリーチ事業を積極的に取組み、保育園、幼稚園、学校などと連携を強化し、多くの子供に本の魅力を伝えてまいりたいと思っております。また、「おはなし会」については、図書館内で定期的を実施することにより、いつでも「おはなし会」に参加できる機会を提供してまいります。

なお、2つの施策に対する事業評価目標についてですが、参加人数や開催回数については、コロナ禍により減少していた利用者の回復を図ってまいりたいと思っております。

また、その他についても、令和4年度を上回る目標数値とし、読書の魅力を多くの方に伝えていきたいと思っております。

以上、図書館課の説明をさせていただきました。

教育長

ありがとうございました。議案第6号についての説明が終わりました。委員の皆様から何か御質問がありましたらお願いいたします。感想、御意見でも結構です。

原委員、どうぞ。

C委員

まず1点目が、スポーツ振興課にお願いします。

34ページの上から3行目のところ、丸いポツが3つ続いているのですが、ここに書かれているのが、「運営経費」ということで、3つとも経費という言葉で閉じられているのですけれども、ほかのところを見

ると、丸のところの書き方としては、例えば、33ページに戻りますと、上から3行からの「スポーツの全国大会等へ出場した市内の在住・在学の小中学生の表彰」とか「贈呈」とか、表彰する、贈呈をするというふうに、やることの文言が書かれていると思うのですけれども。戻りますと、34ページのところは、「経費」という言葉で閉じられているのですけれども、経費をどうするかとか、経費を適切に管理するだとか、やることとして行事をする必要がないのかなと思いました。そこを教えてくださいたいのが1点です。

それから、2点目で、図書館課ですけれども、中身がすごく詳しく書かれていて、大変分かりやすいなと思いました。ただ、ほかの課と比べてみますと、箇条書きになっていて、文が区切られているので、项目的に見て分かりやすいけれども、ちょっと表記の仕方に差があるかなと思いました。

今年にどうかということではないのですけれども、もし全体で形式等を統一される方向にあるのならば、ほかの課のように、(1)、ア、イ、ウとかという表記のほうにもっていくと、簡潔な書き方になるかなという感想を持ちました。

以上です。

教育長
スポーツ振興課長

ありがとうございました。スポーツ振興課長、どうぞ。

確かに、御指摘のとおりだなと思いました。

この経費という表現は、恐らく予算を作るときに、こういった事業名がありまして、その中にあるものですから、それをそのままこの経費という事業を使ってという意味で掲載をしているのかと。ここは、この表現ではないほうがいいと思いますので、修正できればと思います。

教育総務課長

案なので、そこを修正しますということで、修正案に加筆又は修正をしていただければ。

教育長
図書館課長

それでは、ちょっと時間を取りますので、まず、図書館課長、どうぞ。

御指摘ありがとうございます。図書館課のほうとしては、文として皆様に伝わるかなということで、このように書かせていただきました。

他課を見ますと、箇条書きで書いておられますので、今年度はこれでいかしていただいて、来年度以降は箇条書きに書き方を検討させていただきたいと思います。

以上です。

教育長
スポーツ振興課長

では、検討していただくということでお願いしたいと思います。

スポーツ振興課長、どうぞ。

先ほどの34ページの御指摘のあった部分ですが、「経費」という言葉を、削除させてください。

まず、上のアの中の丸3つ。それから、イの中、田代の郷の部分もそうなのですが、運営で止めたいと思います。

教育長

最後の効率的な運営を目指しますと、具体的なものとして、社会体育

スポーツ振興課長
教育長

施設管理運営という名前を入れるということによろしいですか。

はい、お願いします。

では、そのような押さえをお願いします。それでは、今、アの中の3つ確認いたします。社会体育施設管理運営経費の経費を取りまして、運営。2番目のマル、総合スポーツセンター等管理運営経費、経費を取りまして、運営で終わります。横井運動場公園・大井川緑地等管理運営経費を、経費を取りまして、運営で終わります。イの中のマル、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場管理運営経費の経費を取り、運営で終わります。

その4点で、よろしいでしょうか。

スポーツ振興課長
教育長

はい。

では、4点を修正案が出されました。そのほか、委員の皆様から御質問等がありますか。

A委員、どうぞ。

A委員

社会教育課、お願いします。30ページの事務事業の目標数値のところ、いろいろ変わっている点が見られて、令和4年度の外部評価委員さんの意見の中に、家庭教育学級だと、どれぐらいの保護者が意識を持って取り組まれているかが気になりますという感想があって、その意識を図るアウトカムになったのではないのかなと思います。

それから、質問です。28ページのアウトカムのところなのですが、公民館等講座参加延人数の下に、利用者数というのがあって、しまだ楽習センター講座参加延人数の下に利用者数というのがあるのですが、例えば、講座に参加されていない人の中で利用者というのが、お祭りだとかイベントとかがあると思うのですけれども、例えば、楽習センターとかだと、どのような人のことを利用者というのか教えてください。

社会教育課長

しまだ楽習センターは、例えばおおると同じような形で、一般という形で一般の方が使う利用もやっております。そういったところの利用も含めたので、講座のみでは必ずしもないということで、御理解をいただけるとよろしいかと思います。

教育長
A委員
教育長

よろしいですか。

はい。

そのほか、委員の皆様から御質問等がありますか。

それでは、ないようですので、先ほど申し上げましたように付議事項につきましては、1件ごとに審査いたしますので、議案第6号についての説明が終わりました。議案第6号について、修正案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

各委員
教育長

異議なし。

それでは異議なしと認めます。議案第6号は、修正案により可決されることになりました。次に、議案第7号、島田市教育委員会が保有する

教育総務課長

個人情報の保護等に関する規則の一部を改定する規則の制定についての説明をお願いいたします。

教育総務課長、どうぞ。

それでは35ページ、36ページを御覧ください。議案第7号の島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。先ほど申し上げましたように、36ページの新旧条文対照表を併せて御覧ください。少し堅い話になりますので、端的に説明をさせていただきます。

国によりまして、個人情報の保護に関する法律というものが、改正をされております。個人情報の取り扱いにつきましては、これまでの法律では、各自治体独自の条例により行われるものとされておりましたので、本市においても島田市個人情報保護条例を制定しまして、同条例の施行規則により運用してまいりました。御審議をお願いしています、島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する法律の現状は、島田市個人情報保護条例に準拠しまして、同条例、施行規則に基づく運用を規定しているものでございます。

今回法の改正によりまして、全ての個人情報の取り扱いについて、法律が直接適用されるということになりました。この法改正を受けまして、本市でも島田市個人情報保護条例を廃止しまして、新たに島田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例の施行規則を制定し、法の運用を図ることとしています。

この新たな条例制定によりまして、島田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を運用するための拠り所を、これまで使っていた廃止された島田市個人情報保護条例及び同施行規則から、改正法並びに新たに制定された島田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例施行規則とするのが、今回の規則改正の内容となります。基本としていた法改正によって、それに基づいて作られた条例、その条例が変わったので、拠り所が変わりましたというのが内容でございます。

説明は以上です。

教育長

議案第7号についての説明が終わりました。委員の皆様から、質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは質問がないようですので、議案第7号について、原案のとおり決することに異議はございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

それでは異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり承認されました。

それでは次に、議案第8号、島田市特認校制度要綱の制定について、お願いいたします。

学校教育課長、どうぞ。

学校教育課長

島田市特認校制度要綱の制定について、御審議をお願いいたします。
まず、第1条ですけれども、この要項については、自然環境を生かした特色ある教育活動を行う小学校ということで、当該小学校の通学区域外からの就学を認める制度となります。

第2条については、特認校制度による就学を認める小学校は、島田市立大津小学校とします。

第3条です。通学できる児童の数は、教育委員会が当該特認校に在籍する児童の数を勘案し、毎年度定めていきます。

第4条です。就学する時期は、原則として4月1日ということになります。2項の就学する児童は、小学校卒業するまでの間、当該特認校に就学するものとします。ただし、やむを得ない場合には、この限りではありません。

第5条は、就学を認める児童については、次にあげる内容に該当するものとします。1つは、市内に在住をしているということ。もう1つは、保護者が安全な交通手段により特認校へ通学することができることとなります。第6条から第7条については、申請等にありますのでお読み取りください。

第8条に、この告示は、令和6年4月1日から施行するというようになります。

以上説明を終わります。

教育長

議案第8号についての説明が終わりました。委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質問がないようですので、議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは、異議なしと認めます。議案第8号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号、島田市就学委員会委員の委嘱又は任命についての説明をお願いいたします。

はい、学校教育課長どうぞ。

学校教育課長

島田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について、引き続き御審議をお願いいたします。

委嘱又は任命の年月日については、令和5年4月1日からということで、1年間となります。3番の委嘱又は任命する者の氏名等については、ここに掲げられているものです。未定と書いている部分については、各機関が本年度末の人事異動等によって、まだ人選が行われていないということがありますので、委員のほうが決定期、また本定例会において報告していきたいと思っております。

以上となります。

教育総務課長	すみません、このところから、今日追加で配りました、資料のほうで確認してください。
教育長	本日配られた資料を御覧ください。未定のところにつきましては、お名前がはっきりしたところで記載されるということでよろしいですね。 それでは、ただいま議案第9号の説明が終わりました。委員の皆様から何か、御質問等がありますでしょうか。よろしいですか。 では、御質問がないようですので、議案第9号について、原案のとおり決することに異議はございませんか。
各委員	異議なし。
教育長	それでは異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり承認されました。 では、次に議案第10号、令和5年度島田市学校給食費の額について、説明をお願いいたします。
学校給食課長	学校給食課長、どうぞ。 44ページ御覧ください。令和5年度島田市学校給食費の額について御審議をよろしくお願いします。 学校給食費の額を次のとおり定める。 1、島田市立小学校の学校給食費、(1) 児童、1食単価274円、月額4,558円で、11カ月徴収。(2) 教職員、1食単価274円、月額4,558円で、11カ月徴収。令和4年度と同額。 2、島田市立中学校の学校給食費、(1) 生徒1食単価、327円、月額5,440円で、11カ月徴収。(2) 教職員、1食単価327円、月額5,440円で、11カ月徴収。令和4年度と同額。 3、学校給食センター職員の学校給食費。1食単価274円。月額4,558円で、11カ月徴収。令和4年度と同額。 よろしくお願いします。
教育長	ただいま議案第10号について説明が終わりました。委員の方から御質問がありましたらお願いいたします。 C委員、どうぞ。
C委員	感想ですけれども、私が給食委員の時、3年ぐらい前だったと思うのですが、確かそのときに料金を値上げしました。そのときも大変な状況になっていて、どうしても工夫のしようがないからということで、上げたわけですが、今年度は物価がこんなに上がっていて、大変給食センターも苦しい状況だと思いますので、値上げもやむを得ないかなと思っていたのですが、また補助金も有効に活用できるということで、大変ありがたいなと思いました。来年度のことですが、この補助金はいつまで続くのでしょうか。
学校給食課長	物価高騰がいつまで続くかというのが見えてこないのですけれども、

取りあえず令和5年度は新型コロナ臨時交付金の中の物価高騰分の枠のところで、令和4年度と同様に対応すべきということを運営委員会で承認されました。令和6年度につきましては、どうなるかの見通しは立っていません。

教育長

その他何かございますか。ないようですので、議案第10号について、原案のとおり決することに異議はございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり承認されました。

次に議案第11号、島田市公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明をお願いいたします。

社会教育課長、どうぞ。

社会教育課長

それではお願いします。45ページを御覧ください。議案第11号、島田市公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

当該案件につきましては、金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施にあたりまして、事業全体を実施するPFI事業者を選定する旨の規定を追加するなど、条例の一部改正を令和3年6月の定例教育委員会にて御報告しておりますが、今回の規則の改定は、これに付随する形で実施するものになります。

規則改正の内容につきましては、60ページからになります。また、74ページにかけて新旧対照表がございますので、そちらを御確認ください。

金谷公民館につきましては、今回から指定管理制度を導入することから、この手続きについて規定することになります。先に申し上げました、公募等に関する規定追加のほか、使用申請にかかる様式の見直しを行っております。

以上でございます、よろしく申し上げます。

教育長

議案第11号について説明が終わりました。委員の皆様から、御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

C委員どうぞ。

C委員

67ページ、68ページのところに、新旧の比較表がありますけれども、そここのところに、公民館が初倉公民館と金谷公民館、旧もそうですが初倉公民館と金谷公民館の2つが挙げられていて、上のところには文章の中に、次のとおり六合、初倉、金谷と3つの公民館の名前が書いてありますが、六合の存在が見えないのですけれども、これは省略されているのかなと勝手に解釈しました。表が少し見にくいのですけれども、どのように見たらよろしいのでしょうか。

社会教育課長

例規の改正につきましては、枠ごとなくなってしまうというところというのは、一緒に比較をしないと全体が分かりにくくなってしまったところがあります。省略というところは、そのまま変えないところでございまして、その省略の初倉公民館の上の部分には、六合公民館がそれぞれ同じ形に入っていると解釈していただいてよろしいかと。省略してないものが、そこに出てないので分かりにくいかもしれませんが、六合公民館はこの上に来てございます。今回対象となる金谷公民館を、この様式から外すという形になりますので、左の形になるようになります。六合と初倉につきましては、市立公民館という形の使用という形で、一緒にしているところがあります。

ちなみに、金谷公民館につきましては、許可者が変わる形になります。今までの島田市長から、今度は金谷PFIパートナーズ株式会社、こちらの許可という形になりますので、実は、ちょっとこちらにあるのですけれども、同じような様式で、金谷の事業者は、自分らのものを用意しております。市の所管になる部分については、金谷を外した形で修正をしていくということで、六合と初倉につきましては、そのまま残すということで、御理解いただければと思います。

教育長

よろしいでしょうか。

C委員

これは役所の申請書になるわけですか。

社会教育課長

はい、こちらは、ここにあります申請者のところが、宛名が市になりますので、そちらで対応するというものになります。

教育長

よろしいですか。

C委員

1番最初が省略されていて、次に初倉公民館が出てきているというのは、どういう経緯でそうなっているのでしょうか。

教育長

教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長

若干補足をさせていただきます。例規の関係では、本来ですと例えばこの67ページですね。変わるところは、金谷公民館がなくなりますだけのもので、見方によっては、右側のところに金谷公民館だけ記載がされていて、左側が空欄になるというのが分かりやすいかもしれないですけれども。何が載っているかというのが分かるために、直近の1つだけ比較のために掲載をしております。2つ掲載するという事はないので、直近の部分だけが載っているということで、その上のところは、その上にある省略というところが変わりませんというところで省かれていますという、そういう見方になります。

以上です。

教育長

よろしいでしょうか。

C委員

はい。ありがとうございました。

教育長

全部入ったものがあるので、それをまた見て参考にとということですね。ほかに、委員の皆様からありますでしょうか。

各委員
教育長

それでは、ないようですので、議案第11号について、原案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

異議なし。

それでは異議なしと認めます。議案第11号につきましては、原案のとおり承認されました。

では、次に議案第12号。六合公民館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

社会教育課長、どうぞ。

社会教育課長

議案12号のところでございますけれども、その後の議案13号、14号と、それぞれ公民館運営審議会についてでございますので、一括してお願いしたいと思います。公民館運営審議会委員の委嘱について、お諮りするものでございます。

運営審議委員会は、島田市立公民館条例に基づき設置され、公民館の運営について審議する会議で、いずれも、3館とも任期満了に伴う選出となります。

76ページになりますが、こちらのほうは、初倉公民館のうち、初倉コミュニティ委員会会長と、それから初倉あゆみ学級長につきましては、充て職となりますので、こちらが未定ということになっています。

そのほかにつきましては、お名前が記されているとおりでございます。こちらの未定の委員につきましては、また、決定しましたら、次回で報告させていただこうと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

教育長

ただいま議案第12号、13号、14号についての説明がありましたので、質問については一括して受けたいと思います。委員の皆様から何かございますか。

それでは訂正いたします。ただいま議案第12号について説明がありました。第12号について、何か御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは議案第12号について質問がないようですので、議案第12号について原案のとおり決することに異議はございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

では、異議なしと認め、議案第12号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号、初倉公民館運営審議会委員の委嘱について、何か御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御質問等ないようですので、議案第13号につきまして、原案のとおり決することに異議はございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり承認されまし

各委員
教育長

スポーツ振興課長

た。

次に、議案第14号、金谷公民館運営審議会委員の委嘱について、何か御質問等ありますでしょうか。

ないようですので、議案第14号について原案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

異議なし。

それでは、異議なしと認めます。議案第14号は、原案のとおり承認されました。

次に議案第15号、第2次島田市スポーツ振興推進計画の策定についての説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長どうぞ。

議案第15号、第2次島田市スポーツ振興推進計画の策定について、御説明いたします。

最初に、これが今回の案のものになりますが、事前に定例会の資料として配布をするべきところでしたが、この計画の策定の途中で、第2回のスポーツ振興協議会というものがございまして、それが3月22日に開催をされました。そこでの委員の皆さんの意見をもって、最終的にこの案をまとめるということでしたので、教育委員会の定例会の資料と一緒にあらかじめ委員の皆さんに配布ができなかったことを本当に申し訳なく思います。

それでは最初に、この計画の概要を最初に、まず説明させていただきます。

そもそも今ある計画が、平成25年の3月に第1次計画ということで、平成25年から令和4年まで今年度の10年間の計画となっております。この10年間の途中5年間は過ぎた、平成29年度に中間見直しというのをやって、今年度まできております。ちょうど今年度末でこの現計画が終了することから、第2次計画の策定作業を行ったものでございます。

今回の計画策定をするに当たっては、まず、最初に9月の下旬から、市民意識調査というものを実施してきました。計画案の中のいろいろな数値とか、アンケートが出ているところがあります。こういったことを調査してまいりました。無作為に18歳以上の方を対象に、3,000人の方に郵送でアンケート調査を実施しております。うち回収できたものが951。そのうち有効な回収のものが939名ということで、有効回収率は31.3%ということでございました。

このアンケート調査に基づいて、案を作っていくということになりました。第1回のスポーツ振興協議会というものを、1月26日に開催しまして、まずは1回目の原案をスポーツ振興協議会の委員の皆さんにお諮りをして御意見をいただくという作業を行いました。

次に、2月9日から、3月10日の間に、パブリックコメントの募集を行っております。このパブリックコメントの募集の中で、御意見はありませんでした。

それを受けまして、先ほども言いましたが3月22日に、第2回のスポーツ振興協議会を開催いたしまして、そこでもう一度この計画案について御審議をいただき、スポーツ振興協議会として、この原案でいだろうというようなことをいただきましたので、本日教育委員の皆様はこの計画の審議をお願いするものでございます。

それでは計画表の中身のことについて、簡単にではございますが補足をさせていただきます。

まず、簡単に申し上げますと、1次計画と2次計画、今回の計画は大きな違いはありません。一部変更というか修正している部分はありますが、大きく変更している部分はありません。

11ページの第3章の途中からの説明になりますけれども、基本理念、それから計画の目標、この辺は今までの計画をそのまま継承しているものでございます。

これについては、市の総合計画にも整合させているということで、ここは変わりないです。引き続き、生涯スポーツを楽しむ人を増やします、それから、「市民1スポーツ」を推進していくということに変更はございません。

次に12ページの施策の体系のところ、施策の柱の1、2、3、そのことについても、従来と変わりはありません。それぞれ柱の1、2、3の説明が13ページ以降にございます。

少し違ったのが、15ページの下の(3)障害スポーツの支援・普及という部分があります。今までの計画は、障害スポーツの支援だけでしたが、普及もしていくということで、普及という言葉をつけ加えており、この表の4つ目に、その普及の事を追加してございます。

それから16ページにいまして、(4)子どものスポーツの推進というところでは、中学の部活動の地域移行の事がちょうど始まってきておりますので、次世代を担う子どもたちが幼少期からというところの2つ目の段落、「なお、中学生の運動部活動に関しては」という部分、そこが中学部活動の地域移行に向かうところを、まだちょっと具体的なことを書けなかったので、こういった表現で計画に盛り込んでいるということでございます。

17ページからの柱の2のところでは、18ページの(2)の部分に、今までは東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿のことが記載されておりましたが、今回はそれがもう終わっているということで、そこは削除させております。

それから19ページにいまして、(3)の競技力の向上の中で、①の

トップアスリートとの触れ合いの中の、表が3段あります。一番下のプロスポーツクラブや大学との協定の活用という部分、これが今回新たに付け加えたものでございます。

実際に、エスパルスとの協定締結や、日体大との包括協定、こういったものの活用で取組んでいくということを具体的に計画に載せてございます。

次に、柱の3で、20ページですが、拠点施設の整備という欄に、従来の計画には、田代のゆめ・みらいパークを整備していきますということが書いてございましたが、これについてはもう整備は完了していますので削除をさせていただいて、下の表の方に含めたということでございます。

補足については以上でございます。よろしくお願ひします。

教育長 ただいま説明が終わりましたが、委員の皆様、もう少し時間取りますので、提案も見えていただいて、御質問等あるかどうかお考えください。

それでは伺います。委員の皆様から何か御質問等がありますでしょうか。

A委員 A委員、どうぞ。

A委員 8ページの市民アンケート調査結果が掲載されているのですが、有効回収数の中の、分かればどの年代が多かったとか、年代によって回答がすごく変わってくるのかなというのかなというのは思ったので、どの年代が多かったと分かれば教えてください。

スポーツ振興課長 抽出した表しか持っていないくて、回収された年代別のデータがないので、すみませんお待ちください。

A委員 はい。

教育長 そのほか、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

B委員 B委員、どうぞ。

B委員 これは意見なのですがすけれども、2ページのところに、当市のスポーツ振興におけるSDGsと四角の枠の中に、4番と10番が入っていますけれども。もともとは、SDGsの3番の全ての人に健康と福祉をというタイトルあるので、そっちのほうもいいのかなくて、ちょっと思いました。これは意見ですので。

以上です。

教育長 スポーツ振興課長、どうぞ。

スポーツ振興課長 ありがとうございます。その意見を参考にさせていただいて、追加をさせていただくことを検討させていただきます。

教育長 検討していただくということで、お願いしたいと思います。

そのほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

スポーツ振興課長 どうぞ。

スポーツ振興課長 16ページの(4)子どものスポーツの推進の中の2段落目、中学部活

の地域移行の事を意識するというふうなことを、先ほど説明さしてもらいましたが、この中でちょっと説明が不足していると思われる部分があるのでこの場で修正をさせていただきます。

2段落目です。「なお、中学生の運動部活動に関しては、令和5年度から地域の実情に合わせ」と、まず書いてありますが、それぞれの市町村のという意味ですので、「令和5年度からそれぞれの市町村の実情に合わせ」ということに。地域をそれぞれの市町村。徐々に、ここで「地域移行」すること、地域という言葉を入れていただきたいです。

教育長

スポーツ振興課長、どうぞ。

スポーツ振興課長

先ほどのA委員のアンケート回答の年代別のことです。年齢の中で回答した中では、18歳から29歳の回答者が、全体の22.2%で一番高いです。それからその次が、40歳から49歳、40代の人たちが、19.6%。その次が、30代が、18.0%ということになっています。ちなみに、その次は50代も17.9%とは、ほとんど差がありませんので、体が動かせる方の回答率が多かったというような感想が言えるのかなって思います。

A委員

ありがとうございます。

教育長

よろしいでしょうか。そのほか何か御質問等ありますでしょうか。

それではないようですので、議案第15号について、伺います。議案第15号について、原案を訂正した上で、決することに異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは異議なしと認めます。議案第15号は、修正案の元、承認されました。

それでは、次に議案第16号、島田市スポーツ推進委員の委嘱について、御説明をお願いします。

スポーツ振興課長、どうぞ。

スポーツ振興課長

議案第16号、島田市スポーツ推進委員の委嘱について説明をします。79ページを御覧ください。それから、お手元に別で今日、配布してもらっています、80ページというページ数ですが、参考資料第1期島田市スポーツ推進委員名簿というのも併せて御覧ください。

まず、80ページの参考資料を、先に説明しますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の名簿がここにあるとおりで、29名いらっしゃいます。任期につきましては、令和4年4月1日から、6年の3月31日までということで、2年間の任期で委嘱をしております。定員は40名というところですが、現在29名ということでございます。

今回、議案事案第16号にありますとおり、3名の方に新たに令和5年4月1日から、残任期間と言いますか残りの期間ですので、1年間になります。委嘱をしたということで御審議をお願いしたいと思います。

なお、後から出てくる報告事項に触れることになってしまいますが、

資料の94ページにスポーツ推進委員の辞職についてというものもありまして、今年度末で1名ここに記載されている方が一身上の都合によって辞職をされるということがございますので、現在29名で、3名の方が新たに入っていただくのですが、1名が辞職をされるということになりますので、結果、4月1日現在では、31名のスポーツ推進委員会で、運営をスタートするということになるかと思えます。

以上です。

教育長

ただいま説明が終わりました。議案第16号について、御質問等ありませんでしょうか。

ないようですので、議案第16号について原案のとおり、決することに異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。議案第16号は、原案のとおり承認されました。次に、議案第17号、島田市立図書館協議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

図書館課長、どうぞ。

図書館課長

それでは81ページ、議案第17号、島田市立図書館協議会委員の委嘱について御説明させていただきます。

現在の評議員が、令和5年3月31日で任期満了となるため、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの評議会委員を委嘱するものです。今回は8名の委嘱となりますが、残り学校教育関係者2名につきましては、現在依頼をしているところでございます。決まり次第、次回定例会等で報告させていただきますのでよろしく申し上げます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま説明がありました、議案第17号につきまして、何か御質問等ありませんでしょうか。未定のところは、決まり次第ということで、説明がありました。

では、議案第17号について、原案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

では、異議なしと認めます。議案第17号は、原案のとおり承認されました。

協議事項

教育長

続きまして、協議事項に移らせていただきます。提案のある方はお願いいたします。

教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長

それでは、82ページを御覧ください。併せてお配りをしてございます

「しまだの教育」のリーフレットを御覧ください。

これまで、資料や写真等を含めまして、確認をしていただいていたまいりましたが、本日は最終的にこの内容でよろしいか御協議をお願いするものでございます。修正につきましては、まだ可能でございますので、御意見を頂戴したいと思います、よろしく申し上げます。

教育長 ただいま説明がありました、「しまだの教育」のリーフレットについて、委員の皆様から御意見等がありますでしょうか。感想、御質問等でも結構です。

教育総務課長 追加で、大変申し訳ございません。上の段で、「お気軽に御相談ください」と丸囲いの青いところがあって、中段に皆様方の顔写真が入っているページです。そこの下の左側に、役職、氏名、住所ということで、教育委員の皆様のお名前が記載されていますが、順番が今年の順番のままです。教育長職務代理者が一番上にくるという形で、順番替えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。教育長の下に教育長職務代理者という形です。

教育長 委員の皆様から、御意見、御質問、御感想でも結構ですが、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

社会教育課長 社会教育課のところで、右上の青い囲いところですけども、生涯学習の推進というところ、ここにしまだ楽習センターの設置というところで、ほかにちょっといい文言があれば、少し変えさせていただきたいと思ひます。

教育部長 楽習センターの、今は駅前にあるものが一応施設としてはなくなるものですから、機能面でこちらのおおりのほうに持ってくるということで、今は考えているものですから、ちょっとその辺のこの設置という表現がいいかどうかですね、その表現のちょっと保留にさせていただきければと思ひます。

教育長 次回の定例教育委員会でもう一度検討ということによろしいですか。

教育総務課長 来週中ぐらいまでに。

教育部長 ちょっと条例の関係があるので、明日、一応廃止するというふうにもっていくのか。

社会教育課長 今年度は、まだ。条例は廃止という形になっている。ですから、今年度は存在しているということで。

教育総務課長 これの発送が、5月の中旬の発送になりますので、ということで、印刷の関係もあって、持ち帰っていただきまして、御意見等があったら、来週に頂戴できれば、差し込めるようにします。

教育長 では、ただいまの検討事項もでましたので、教育委員の皆様には、もう一度持ち帰っていただきまして、御意見ある方は、こちらにお伝えいただくということでよろしいでしょうか。そのつきましたものを、もう

一度皆様に折り返しお伝えして、決裁いただくということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。では、そのような形でやらせていただきます。

B委員

B委員。どうぞ。

配布について確認。一応これはホームページに載るのは、今聞いたのですけれども。以前は、回覧板で回っていたことがあったと思うのですが、どういう形で。

教育総務課長

そういう形で、広報します。

B委員

分かりました。今回もそれでやると。

教育総務課長

はい。

B委員

分かりました、ありがとうございます。

教育長

全戸配布ですね。

B委員

分かりました、ありがとうございます。

教育長

先ほどのような形で、対応したいと思います。よろしく願います。

それでは、次に移ります。

協議事項の集約

教育長

次回教育委員会定例会における協議事項の集約について、事務局からの提案をお願いいたします。

教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長

特にございませぬ。

教育長

各委員皆様から、提案がございますでしょうか。なしでよろしいですか。それでは、特にないということで確認いたしました。

報告事項

教育長

それでは報告事項に移ります。質疑は報告が全て終わってから、確認いたします。

それでは、1番、島田市立小学校跡地利活用事業提案審査の結果について、御説明をお願いいたします。

教育総務課長どうぞ。

教育総務課長

それでは83ページを御覧ください。島田市立小学校跡地利活用事業提案審査会の結果について御報告いたします。

令和6年3月末に閉校予定の伊太小学校、神座小学校、伊久美小学校の3校の跡地利活用について、令和5年2月20日に、公募型プロポーザル方式による提案審査会を行い、伊太小学校及び伊久美小学校について、優先交渉権者を決定しましたので御報告申し上げます。

1の提案審査結果と、2の提案概要を併せて御覧ください。まず伊太小学校についての優先交渉権者は、学校法人島田学園で、提案の概要は、学校用地として活用するというものでした。

次に伊久美小学校の優先交渉権者は、囲炉裏古民家おれっちのひみつきち代表長谷川圭介氏で、提案の概要は、会員制の体験型サービス提供事業、具体的にはキャンプやフィッシングアカデミー等を行う計画でございます。

伊太小学校及び伊久美小学校の跡地利活用については、今後、優先交渉権者との協議を経て、詳細な事業内容及び事業開始までのスケジュール等を決めてまいります。

次に神座小学校でございますが、優先交渉権者の選定には至りませんでした。神座小学校の跡地利活用につきましては、引き続き検討してまいります。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。それでは報告2、令和5年2月分の生徒指導についてお願いいたします。

学校教育課長、どうぞ。

学校教育課長

それでは2月市内生徒指導月例の報告を御覧ください。

1番、問題行動です。66件ということで、例年並みの数になっております。目立ったところでは、ネットトラブルということで、例えば悪口を端末に書くであるとか、あるいは勝手に動画や写真を撮って、それを転送するであるとかなどのトラブルが増えていました。

ただし市教委が入って、解決に当たるそういった大きな事件にまでは至っておりません。個人情報流出というところでも教育をしていければと思っております。(3)の方、御覧いただくと、年間の中で令和3年度と令和4年度、小学校においては100件ほど減ということです。それから中学校においては50件ほど増という形になっています。

2ページを御覧ください。いじめのことにも関わることですけれども、トラブル、問題行動については、発見をした場合に教師が自分で何か解決しようとするのではなくて、まず学校の組織の方に挙げ、そこで対応を考えていく。学校で組織的対応をしていくとことが何よりも大事になります。週休日や長期休業をまたがないで、解決していくということが非常に重要になってきます。

2番の不登校です。市の基準において207人の数になります。200人の大台になったということで、非常に増えてきていることに憂慮しているところです。他機関との繋がりについては、中学校が1人増えました。このところが大きな課題になっています。

一番下のところ御覧ください。積極的に情報端末を持ち帰らせて、子供と学校等が繋がっていくということ、今、各学校でも行っていま

す。これについては、チャレンジ教室、適正指導教室においても端末を持って来て、そこでの学習等を行って学校とつながっているという点も、今年の一つの大きな進歩ではないかと思っています。

次のページを御覧ください。いじめについてです。

いじめに繋がる事実が26件、いじめと認知したものが28件ということで、認知の数が2件ほど上回っていますが、これは被害の数が28人という、人に置き換えた、そういう見方をしていただければと思います。26件の案件がある中で、28名が被害者という形になります。

いずれにせよ、いじめにつながる事実というものを、他方から見て、疑いの時点で解決を図っていく、何か小さなことから解決を図ることが、一層求められます。

下を御覧ください。先ほども申しましたように、これも、チームで対応していくということが、何よりも大事です。特に、若手教職員のいじめ防止対策推進法について、確実な理解とそれに伴う行動というものが、非常に重要になってきます。

3つ目のポツにありますように、認知が出たらまず報告、そして事実の確認を組織的に行っていく。その上で対応していくことが、これから重要になってきます。特に、保護者への連絡の速さというものが非常に重要になります。また、加害児童による被害者児童への謝罪、あるいは学校で起きたこと、学校関係で起きたことについての謝罪、そうしたことも保護者にしていくことを、早期に行っていくということが、解決につながっていくと考えています。

4番です。センターの方の活動実績です。チャレンジの方が39人となっております。先ほども申しましたように、端末を使って活動・学習を行っている点があります。

5番の交通事故です。中学校におきまして1名、自動車と接触をする事故がありました。

6番です。不審者情報ということで、見ず知らずの人を刺激しないように、不審者から離れるということが大事になってきます。また、暗くなる前の帰宅、集団での登下校ということが被害の回避につながると思います。

以上です。

教育長

ありがとうございました。(3) 島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部改正について、御説明をお願いします。

社会教育課長、どうぞ。

社会教育課長

それでは85ページ御覧ください。島田市通学合宿推進事業費交付要綱の一部改正となります。

この事業は、県の例規におきます、地域における通学合宿事業費補助金交付要綱に準じる内容としておりますが、この要綱が県で廃止とな

りまして、その後継として、体験寺子屋事業費補助費交付要綱が設置されました。これを受けまして、この内容を踏襲できるよう、島田市の要綱につきましても、採択を島田市体験寺子屋推進事業補助金交付要綱に改め、併せて補助対象費用など一部の内容を改正するものでございます。

県の補助要綱では、事業対象を日帰りによる体験活動まで拡大しておりますけれども、島田市では従前から2泊以上の宿泊を伴うというそういった規定に基づきまして、それを実施する団体の負担軽減を目的としまして、交付金を交付しておりました。これを受けまして、今回1泊以上の宿泊を伴う事業について、補助対象という形で規定をしようとするものです。5年度今年度予算につきましては、単価500円で1団体上限30人の8団体で想定しまして、12万の予算を計上するというものでございます。

なお、この通学合宿の実績ですけれども、今年度は大津地区で、1件ありました。その前は、6校ほどの実績がありますけれども、近年はコロナの影響もありまして実施ができてないということでございます。

以上で終わります。

教育長

ありがとうございました。(4) 公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱についてお願いいたします。

社会教育課長、どうぞ。

社会教育課長

それでは、89ページでございます。公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱についてでございます。

この中で農村環境改善センター、それから、ふれあいセンター、それから地区センターという形で、類似施設5施設の運営委員の委嘱についてでございます。

この中では、川根地区センターにおいて、地域代表者の方が未定となっておりますので、こちらにつきましては、また改めて決定したら御報告したいということでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。5番、金谷公民館の指定管理制度移行に伴う電話番号等の変更について、お願いいたします。

社会教育課長どうぞ。

社会教育課長

こちら93ページの資料を御覧ください。こちらは、金谷公民館の指定管理制度の移行に伴う電話番号の変更についての報告になります。指定管理者ということで、管理者が民間に変わることで、電話の取り扱いも変わりますが、公民館の代表番号は、利用者の便宜を図るため、現行どおりで指定管理者に移管します。

ただしファックスについては、これまで図書館と共有してきたことから、社会教育課所管義務としてこちらに残します、金谷宿大学事務

	局との共有を続けまして、公民館は新たな番号に変更することとして おります。
	なお、金谷宿大学事務局につきましては、電話番号まで図書館と兼ね ることは避けまして、新たな番号を用意することになり、このようにな ります。
	以上、社会教育課からになります。
教育長	6番島田市スポーツ推進委員の辞職について、説明をお願いいたし ます。
	スポーツ振興課長、どうぞ
スポーツ振興課長	先ほどの議案第16号のときにも、説明させていただきました。3月31 日をもってここに記載のあるスポーツ推進委員が、辞職をしますので、 御報告いたします。
	以上です。
教育長	ありがとうございました。その他御報告がある方は、いらっしゃいま すでしょうか。
	はい、教育総務課参事どうぞ。
教育総務課参事	皆様のお手元に配布させていただきました、A4の写真が付いたも のを御覧ください。
	島田第一小学校校舎等改築工事の進捗状況について説明させていた だきます。上段の写真は先週の金曜日24日に敷地の北側、既存の北校 舎屋上から撮影したものです。工事の進捗率は3月末予定で33%と計 画どおり進捗しています。
	写真中央部のグレーとブルーのシートが取り付けられているのが、 校舎棟になります。主な作業内容としては、3階の床や梁の鉄筋の配筋 が施工されています。4月上旬には2階のコンクリート工事を行う予 定です。写真下部の蜂の巣のような碁盤のような目のようなものがた くさんありますが、右側の小さいほうが屋外倉庫、左側の大きい方が屋 内運動場の基礎となります。基礎のコンクリート工事が終わりました、 埋め戻しの工事が行われているところでございます。
	また現在使用している校舎の正門から昇降口への動線を、安全なス ペースとするため、植栽や石碑等の撤去移設工事を行いまして、通路、 駐車スペースを拡張している工事を行っています。今月中には工事が 完成しまして、4月からは児童の送り迎え等をスムーズにできるよう になると思われます。
	工事現場では屋内運動場の基礎の埋め戻し工事で大型車両が通行し ています。新学期から通学路が変更となるため、児童の登下校時は安全 な通行ができるように配慮しています。
	説明は、以上です。
教育長	ありがとうございました。他に何かございますか。ないようですの

で、委員の皆様の方から御質問等がございましたらお願いいたします。

C委員どうぞ。

C委員 学校教育課にお願いします。2点お願いします。

1つは問題行動の中に、ネットトラブルが発生したというところですが、ネットパトロールに関わるような懸案はなかったということですかね。ネットパトロールの活用とか、そういう内容はなかったでしょうかというのが1点と。

もう1つは、端末の持ち帰りをすごく進めていってしまって効果があるということですが、その端末は練習問題をやったりとか、調べ学習みたいなのに活用したりしているような使い方をなさっているのでしょうか。具体的にどのように活用されているか。リモートとかには使えないでしょうか。

学校教育課長 まずネットパトロール、社会教育課でやっていただいているものですが、それらが学校に伝えられて、それを基にしながら指導の方を行います。子供たちが知り得ている場合ばかりではないため、実情に応じながらやっています。

それから、2つ目の端末については練習問題、調べ学習のほかに、プレゼンテーションで表現するソフトを使いながら、自分たちが学習したことを外に発表するために使ったり、画面上に、教室の子供たちのそれぞれの考えがそこに映し出されるので、それを見ながら交流学习をしたりとかします。

リモートについては、場所を離れてということにもなりますので、チャレンジ教室の方とつながったりとか、あるいはコロナで学校に来られない子たちと、あるいは病気で休んでいる子たちが、家からその学習に参加をしたりっていうことは、全ての学校ではないですけども、進めている学校もあります。

以上です。

C委員 不登校の子が、それに関わるとき、例えばリモートなんかでも参加はできますか。

学校教育課長 できます。

C委員 本人の意思はどうですか。

学校教育課長 本人の意思は、やっぱり重要になります。いろんなパターンがありますが、ただ据え置きで授業をやっている様子を見ているという場合もありますし、子供がそのタブレットを持ちながら、授業の様子を映しながらつながったりとかそうこともあります。それは、個々の実情によります。全くそこにも関わらない子もいます。

C委員 それでうまく学校と関わりが深まってくればいいですね

学校教育課長 そうですね。

C委員 ありがとうございました。

教育長 そのほかの委員の方、ご質問とかは。

B委員 B委員、どうぞ。

B委員 これは感想ですけれども、不登校の子が200人超えてきたというのは、驚きというか、大変な時代だなと思います。北部小学校の子供たち、全部合わせて160人くらいですよ。その子たちより多い子供たちが、小中学校で不登校になっている。本人たちも悩んでいる子がいるとは思いますが、一人一人の個々の理由がみんな違うので、恐らく。難しい問題だと思うのですが、いろいろな所とつながりながらやっていただいているのですが、こういう地道な努力をやる方法がひとつと、もう教育委員会だけでは、もうちょっと無理な状況にきているのかなという気がします。もちろんそれは原因にもよるのですが、今後とも1人も取り残さないという思いで、いろんなところと関係機関とつながるような状況で進めていっていただきたいというふうに思いました。

学校教育課長 はい、以上です。

学校教育課長 全国的に、この不登校が増えていて、非常にこれが大きな課題になっています。1つは、不登校に対する考え方というのは社会的なところで、大分ここ何年かで変化しているなということも思うところがあります。

B委員 学校に行かなくても、いいっていうような考え方も出てきたり、ネットによって子供たちがつながっていて、決して不登校になっているからといって1人であるわけではないという意識を持っている場合があります。

B委員 ネットでつながっていると孤立してないし、それから友達もいるという人もいますのですけれども。例えばゲームでやっていて、ゲームも、僕よく分からないのですが、いろんな友達と交流できるということです。でも、お互いにけんかしたり、笑いあったりなんかして、お互いが成長していくようなものが、私は友達と思うのですが、ゲームでつながってるのは友達かなというふうに思うこともあります。今後とも他のいろんな機関との関係で、御努力をしていってください、よろしくをお願いします。

教育長 そのほかに御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

教育長 それでは次へ進みます。その他、会議日程です。事務局からの提案をお願いいたします。

教育総務課長 教育総務課長、どうぞ。

教育総務課長 それでは日程のページの11番、その他のところを御覧ください。

教育総務課長 次回第4回については、4月26日水曜日、午後2時から4時まで。会場はプラザおおるり第一多目的室、本日と同様でございます。次々回につきましては、第5回は5月24日水曜日、時間は若干変更があります。

て、午後2時30分から午後4時30分。会場につきましては、外に出る形で、伊久身農村環境改善センターを計画しておりますが、いかがでしょうか。

教育長

5月24日について伊久身農村環境改善センターですがよろしいでしょうか。

各委員

はい。

教育長

ではよろしく申し上げます。それで結構です。

教育総務課長

ありがとうございます。

教育長

それでは次回の定例会は、4月26日水曜日です。また、次々回の定例会は5月24日水曜日で、午後2時半から、会場は伊久身農村環境改善センターとなりました。よろしく願いいたします。

教育部長、どうぞ。

教育部長

先ほど私、しまだの教育の中で、楽習センターの話をちょっとさせていただいたのですが、来年度はまだあそこの場所で楽習センターはやるものですから、ここの表現が、島田楽習センターの設置というのが分かりづらくなって思ったもので、先ほど意見を言わせていただきました。一応来年度はあの場で楽習センターをやるということで、すみませんちょっと言葉を補足させていただきました。

教育長

先ほど話しましたとおり、またそれも含めて、もう一度投げかけますので、皆さんから御意見いただいて、もう一度返すということできたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは以上で、本日の定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後5時15分